

〈行政機関、J A等の担当者向け〉

# 水田・畑作経営所得安定対策 に関するQ&A

平成21年9月

農林水産省経営局経営政策課

## 目 次

## ■ 目的等

No.	質 問	頁
1	水田・畑作経営所得安定対策を導入した目的は何ですか。	1
2	対象者を担い手に限定すると、食料自給率が低下するではありませんか。	1
3	水田・畑作経営所得安定対策に加入する担い手には、どのようなメリットがありますか。	1

## ■ 対象品目

No.	質 問	頁
4	対象品目は何ですか。また、米も対象品目に含まれますか。	2
5	本対策の対象とならない品目の対策はどうなるのですか。	2
6	そばは対象とならないのですか。	3
7	飼料作物、菜種、黒大豆は対象とならないのですか。	3
8	ビール麦や種子用麦は対象とならないのですか。	3

## ■ 対象者

No.	質 問	頁
9	対象者要件として、認定農業者（都府県4ha以上、北海道10ha以上）、集落営農組織（20ha以上）としたのは、なぜですか。	4
10	対象者は、生産調整を行う必要はないのですか。	4
11	集荷円滑化対策への加入は、水田・畑作経営所得安定対策の加入要件になるのですか。	4
12	対象者の要件として「国が定める環境規範を遵守すること」とありますが、具体的にはどのようなことですか。	5
13	小規模な農家や兼業農家は対象にならないのですか。	5
14	対策の加入状況はどうなっていますか。	6

## ■ 認定農業者

No.	質 問	頁
15	複数の市町村で農業経営を行う認定農業者が、水田・畑作経営所得安定対策の対象となるためには、全ての市町村で認定農業者の認定を受けなくてはならないのですか。	6
16	高齢でも認定農業者になれますか。	6

No.	質 問	頁
17	認定農業者となるためには、生産調整を行うことが必要とされていますが、その後、生産調整を行わなくなった場合は、認定が取り消されるのですか。交付金の交付はどうなるのですか。	7

## ■ 集落営農

No.	質 問	頁
18	どのような要件を満たす集落営農が対象となるのですか。	7
19	「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」は、特定農業団体とどこが違うのですか。	7
20	利用集積目標を定める場合の「地域」の範囲は、どのように考えればよいのですか。	8
21	利用集積目標を定める「地域」について、集落の一部を除外できるとありますが、除外することができるか否かの判断は誰が行うのですか。	8
22	市町村をまたがって特定農業団体を組織化することは可能ですか。	8
23	利用集積目標及び農業生産法人化計画は、何年後が目標となるのですか。	8
24	法人化に向けて努力したものの、農業生産法人化計画で定めた予定期日までにその達成が困難になった場合は、期日を延期できますか。	9
25	農業生産法人化計画どおりに法人化することができない場合は、それまでに受領した交付金の返還を求められますか。	9
26	利用集積目標の面積には、農作業を1作業だけ受託する面積もカウントできるのですか。	9
27	地域の生産調整面積の過半を受託する組織について、農用地の利用集積目標の緩和を認めたのは、どうしてですか。	9
28	「地域の生産調整面積の過半を受託する組織」は、どのように確認するのですか。	10
29	生産調整面積や生産調整率は、どのように計算するのですか。	10
30	利用集積目標が緩和される「当分の間」とは、どの程度の期間ですか。	10
31	複数の集落にまたがって転作作物の作業受託を行っている組織が、利用集積目標の緩和や経営規模要件の特例を受けるためには、すべての集落で生産調整面積の過半を受託しなければならないのですか。	10
32	特定農業団体には、農用地利用集積目標の特例（2／3以上→1／2以上）は適用されないのですか。	11
33	規約には、どんな事項を定める必要があるのですか。	11
34	共同販売経理（経理の一元化）やリーダーの育成が難しいため集落営農の設立が困難な場合はどうしたらよいですか。	11

No.	質 問	頁
35	共同販売経理（経理の一元化）は、集落営農組織名義の預金口座に農産物の収入が振り込まれればよいのですか。	12
36	共同販売経理を行う場合、肥料等の資材費は個々の農家が負担することでもよいのですか。	12
37	共同販売経理（経理の一元化）は、組織の構成員の生活資金等の個人口座もまとめる必要がありますか。	12
38	共同販売経理は、将来実施すればよいことにすべきではありませんか。	13
39	共同販売経理は、どのような書類で確認されるのですか。	13
40	主たる従事者は一人でもよいのですか。	13
41	共同出役型の集落営農組織において、主たる従事者が特定できない場合は「主たる従事者の氏名」欄には何を記載すればよいのですか。また、目標農業所得額は何を記載すればよいのですか。	13
42	主たる従事者の目標農業所得額は、農業生産法人化した際に達成されていないといけないのですか。	14
43	本対策の対象となる集落営農組織について、将来、農業生産法人化を求めているのはどうしてですか。	14
44	農業生産法人化計画には、どんな事項を定める必要があるのですか。	14
45	水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農組織は任意組織ですが、課税上、どのように取り扱われますか。	14
46	どのような集落営農組織が「人格のない社団等」に該当し、どのような集落営農組織が「任意組合」に該当しますか。また、それぞれの規約の作成上、留意すべき点はありますか。	15
47	集落営農組織が「任意組合」に該当する場合と「人格のない社団等」に該当する場合とでは、課税上どのような違いがありますか。	15
48	カントリーエレベーター、ライスセンターを核として、集落営農組織を設立するにはどうしたらよいのですか。	16
49	集落営農組織に対してどのような国の支援がありますか。	16
50	集落営農組織が補助事業により取得した財産を新設する法人へ引き継ぐ場合に、補助金の返還に関して何か特例措置はありますか。	17
51	集落営農組織（任意組合）の法人化に際し、農業用機械・施設等を法人に無償譲渡した場合は譲渡所得税が課税されるのですか。	17

## ■ 経営規模要件

No.	質 問	頁
52	経営規模要件（4ha、10ha、20ha）の根拠は何ですか。	18
53	北海道（10ha）と都府県（4ha）で経営規模要件が違うのは、なぜですか。	18
54	特定農業団体が農業生産法人になれば、経営規模要件は4haとなるのですか。	18
55	経営規模要件（4ha、10ha、20ha）は将来もこのままで変わらないのですか。	18
56	他産業並みの所得を確保できる経営を育成するのであれば、経営規模要件は面積ではなく所得を要件とすべきではありませんか。	18

## ■ 経営規模の算入

No.	質 問	頁
57	経営規模の対象となる面積は、樹園地や採草放牧地を含むすべての農地とすべきではありませんか。	19
58	農地基本台帳上の「田」・「畑」であれば、現在、対象品目以外の作物が作付けられていても経営規模に算入できるのですか。	19
59	経営規模の確認について、農地基本台帳以外に共済細目書等を用いてもよいのですか。	19
60	経営規模に算入しようとしている農地の相続手続が未了で、農地基本台帳が現在耕作している相続人に訂正されていません。このような農地を経営規模に算入することはできますか。	19
61	農作業受託の面積について、経営規模に算入することとしたのはどうしてですか。	20
62	農作業受託の「主な基幹作業」とは具体的にどのような作業ですか。	20
63	農作業受託は口頭約束で行われていても、経営規模として算入できるのですか。	20
64	農作業受委託において、受託者から委託者に対し支払われる「一定額」とはどのようなものですか。	20
65	農作業等受委託契約書に収入印紙を貼る必要がありますか。	21
66	集落営農組織の経営規模はどのようにカウントするのですか。	21
67	集落営農組織の構成員が権原を有する農地基本台帳の現況地目が「田」、「畑」のうち、共同販売経理をしていることが確認できる書類にはどのようなものがありますか。	21
68	受託した農作業を再委託しても自己の経営規模に算入することができますか。再委託する場合はどのような書類が必要ですか。	22
69	相続税の納税猶予適用農地について、主な基幹作業を委託し、収穫物の販売名義、販売収入の処分権を受託者が有することになれば、納税猶予措置が打ち切られませんか。	22
70	二毛作が行われている農地は、どのように経営規模にカウントされるのですか。	22
71	二毛作が行われていることを確認できる書類にはどのようなものがありますか。	22

## ■ 物理的特例

No.	質 問	頁
72	中山間地域など集落の農地が少ない地域は、経営規模要件を緩和すべきではありませんか。	23
73	物理的特例の「概ね」8割の範囲とは、どの程度ですか。	23
74	中山間地域の定義は何ですか。	23
75	中山間地域の特例の5割は、「概ね」とされていないのは、なぜですか。	23
76	中山間地域は、農地が少ないので、個別農家の場合でも5割の特例を認めるべきではありませんか。	24
77	農地面積が10ha未満の集落については、特例要件の5割をさらに緩和すべきはありませんか。	24

## ■ 生産調整特例

No.	質 問	頁
78	地域の生産調整面積の過半を受託する組織について、経営規模要件を緩和できるとしているのは、なぜですか。	24
79	生産調整特例の下限（7ha、4ha）の根拠を教えてください。	25
80	物理的特例と生産調整特例を重複して適用することはできますか。	25

## ■ 所得特例

No.	質 問	頁
81	経営面積が小さくても、付加価値の高い経営を行っている場合は、対象になるのですか。	25
82	所得特例については、なぜ、市町村基本構想の目標農業所得額の過半の所得を確保する必要があるのですか。	26
83	所得特例については、なぜ、対象品目の収入、所得、経営規模が全体の概ね1/3以上でなければならないのですか。	26
84	所得特例の「概ね」1/3の範囲とは、どの程度ですか。	26
85	集落営農組織にも「所得特例」は適用されるのですか。	26
86	所得特例で、収入や所得等は何を根拠とするのですか。	27
87	加工、販売等による所得も含めることができますか。	27
88	所得特例における農業所得に、青色申告の場合に控除が認められている青色申告特別控除や純損失の繰越控除を含めることができますか。また、産地確立交付金（旧産地づくり交付金）等の補助金を含めることはできますか。	27
89	所得特例が適用される場合でも、認定農業者になる必要がありますか。	28

## ■ 市町村特認

No.	質 問	頁
90	地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられている担い手であれば、誰でも市町村特認の対象になれるのですか。	28
91	認定農業者になることは難しいため、地域水田農業ビジョンに位置付けられた担い手であれば、本対策の対象とすべきではありませんか。	28
92	畑作の認定農業者のように、地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられていない者は、市町村特認の対象にはならないのですか。	28
93	市町村特認において市町村の意見書を提出させるのはなぜですか。	29
94	地域水田農業ビジョンにおける担い手の要件が、似た条件の隣接した市町村でそれぞれ違った規模となっている場合がありますが、それはなぜですか。	29
95	地域をあげて集落営農の組織化を推進してきたところでは、市町村特認により集落営農組織から認定農業者が脱退し、集落営農組織が成り立たなくなることで、今までの組織化の努力が無駄になってしまうのではないですか。	29
96	市町村特認で加入要件が緩和されると、他産業並の所得を確保し得る安定的な農業経営体の育成が困難になるのではないですか。	30

## ■ 生産条件不利補正対策

No.	質 問	頁
97	水田・畑作経営所得安定対策の支援措置のうち、生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）とはどのような内容ですか。	30
98	「担い手の生産コスト」と「販売収入」は、それぞれどのように算定するのですか。	30
99	「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」だけでなく、「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」を併せて行うのはなぜですか。	31
100	「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」ではなく、「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」を中心とした助成体系にすることはできないのですか。	31
101	生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）の交付金単価は、どのようにして算定したのですか。	32
102	生産条件不利補正（麦・大豆等直接支払）の支援水準は、どの程度ですか。従来の品目別対策と比べてどうですか。	32
103	「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の面積単価と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の数量単価は、毎年変わるのですか。	32
104	生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）の交付金の金額は、これまでの対策と比べて豊作年では手取額が少なくなると聞きましたが、どういうことですか。	33

No.	質 問	頁
105	「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の面積単価について、市町村ごとに単価が異なるのは不公平ではないのですか。	33
106	「過去の生産実績に基づき支払（固定払）」の基礎となる「基準期間」とは、いつからいつまでですか。また、「基準期間」の見直しはいつ行うのですか。	33
107	過去の生産実績は、農業者単位で設定されるのですか、それとも生産が行われた一筆一筆の農地ごとに設定されるのですか。	34
108	規模拡大した場合や、経営者が後継者に経営移譲した場合、過去の生産実績はどのようなになるのですか。	34
109	「過去の生産実績」を他人に移すには、どのようにすればよいのですか。	34
110	「過去の生産実績」を移動させる場合、当事者間での話し合いがうまくいかないときはどうすればよいのですか。	35
111	「過去の生産実績」を移動するには、当事者が行方不明となっている状況では合意を得ることは不可能です。実際の耕作者に「過去の生産実績」が移動できる方法を教えてください。	35
112	農地の権利移動等に伴い「過去の生産実績」も自動的に移動する仕組みにすれば、当事者間の合意は不要になるのではないのですか。	35
113	農地を借りている相手から期間平均生産面積の移動を受けて受領した過去の生産実績に基づく交付金を地主に配分しても良いのですか。また、この交付金は交付決定を受けた者が全額税務申告することになりますか。	36
114	農業委員会を通さず農地を賃借したものは、期間平均生産面積の移動ができないと聞いたのですが本当ですか。	36
115	19年以降、作付を拡大した場合、「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の対象とならないのですか。	36
116	「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」で品質に応じた格差を設けているのはなぜですか。また、品質間の格差については見直さないのですか。	37
117	「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」では、実需者等と結んだ事前契約数量を超過して生産・流通された麦も交付対象となりますか。	37
118	担い手経営革新促進事業とは、どのような事業ですか。	37
119	担い手経営革新促進事業の申請窓口は、どこになりますか。	38
120	過去の生産実績がない場合の支援について、具体的によようなケースが助成の対象となるのですか。	38
121	固定相当額の支援について、21年度は担い手経営革新促進事業と水田等有効活用促進交付金が並び立つこととなりますが、2つの事業の関係はどのようになっていますか。また、申請手続等はどのようにすればよいのでしょうか。	39
122	集落営農組織において、新規に二毛作（裏作麦）を行う場合、JAの証明があれば、担い手経営革新促進事業の助成対象となるのですか。	39

No.	質 問	頁
123	在来種の大豆は水田・畑作経営所得安定対策の対象とならないので、担い手経営革新促進事業の支援対策とすることはできませんか。	40
124	担い手経営革新促進事業のうち、先進的小麦生産等支援対策事業とは、どのような事業ですか。	40
125	大麦は、先進的小麦生産等支援対策事業の対象にはならないのですか。	40

## ■ 収入減少影響緩和対策

No.	質 問	頁
126	水田・畑作経営所得安定対策の支援措置のうち、「収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）」とはどのような内容ですか。	40
127	収入減少影響緩和対策を行うのはどうしてですか。	41
128	収入減少影響緩和対策と稲作構造改革促進事業との違いは何ですか。	41
129	農産物検査3等以上の主食用米を収入減少影響緩和対策の生産実績数量の対象としているのはなぜですか。	41
130	消費者や集落営農組織の構成員に直接販売する米も収入減少影響緩和対策の対象になりますか。自家消費分はどうですか。	42
131	直接販売する米であっても、販売時期が4月になってしまうと対象とならないのですか。	42
132	ビール麦や黒大豆、麦・大豆の種子も収入減少影響緩和対策の対象とすべきではありませんか。	42
133	生産条件不利補正対策の交付は受けたいのですが、収入減少影響緩和対策にも加入しなければなりませんか。	42
134	収入減少影響緩和対策について、米だけは加入して、麦・大豆は加入しないことはできますか。	43
135	収入減少影響緩和対策における「標準的収入額」と「当年産収入額」は、どのように算出されるのですか。	43
136	大幅に収入が減少した場合、収入減少影響緩和対策によりどの程度まで補てんがなされるのですか。	43
137	収入減少影響緩和対策における積立金は、いつ、どの程度拠出するのですか。補てん金の支払がない場合でも、毎年拠出しなければならないのですか。	43
138	農業経営を承継した場合、収入減少影響緩和対策の積立金の取扱いはどうなるのですか。	44
139	収入減少影響緩和対策における農業者の積立金は、誰が管理するのですか。	44

No.	質 問	頁
140	収入減少影響緩和対策と農業災害補償制度との関係はどうなるのですか。	44
141	収入減少影響緩和対策について、農業災害補償制度との調整に際して控除することになる共済金相当額は、どのように算出されるのですか。	45
142	収入減少影響緩和対策は、これまでの対策（担い手経営安定対策等）と比べてどのようなメリットがありますか。	45
143	収入減少影響緩和対策の積立金及び交付金は、税務上、どのような取扱いになるのですか。	45

## ■ その他

No.	質 問	頁
144	水田・畑作経営所得安定対策の加入手続はどのようにすればよいのですか。	46
145	対象者の要件を満たしているかどうかの判定は、いつの時点で行うのですか。	46
146	今後、事務の簡素化はもう行わないのですか。	46
147	交付金の支払時期はいつになりますか。	46
148	「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」、「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」、産地確立交付金（旧産地づくり交付金）を個人ごとに10アール当たりでまとめて通知することはできないのですか。	47
149	初年度に対策に加入しなくても、2年目以降に加入することはできますか。	47
150	加入の受付や交付金の交付等は、どの機関が行うのですか。	48
151	加入申請などの手続を第三者に委託したいのですが、第三者と締結する受委託契約書には、どのようなことを定めればよいのですか。	48
152	農業経営改善計画の所得目標や集落営農組織の利用集積目標、農業生産法人化計画等を達成できなかった場合には、交付金を返還することになるのですか。	49
153	経営規模要件の特例・特認によって加入する場合と基本原則で加入する場合とで、支援の内容に差があるのですか。	49
154	水田・畑作経営所得安定対策の対策期間は何年間を想定しているのですか。	49
155	受給権者（親）が集落営農（任意組織）や農業生産法人に参加すると、農業者年金（経営移譲年金）はどうなるのですか。	49
156	経営移譲を受けている後継者（子）が集落営農組織（任意組織）や農業生産法人に参加すると、受給権者（親）の農業者年金（経営移譲年金）はどうなるのですか。	50
157	対策に加入している集落営農組織が法人化した場合、何か手続きは必要ですか。	50
158	水田・畑作経営所得安定対策の加入者が死亡した場合、対策加入者の相続人が交付金を受け取ることが出来ますか。	50
159	水田・畑作経営所得安定対策に関する相談・照会はどこにすればよいですか。	51

■ 担い手に対する税制特例（農業経営基盤強化準備金）

No.	質 問	頁
160	担い手に対する税制特例（農業経営基盤強化準備金）の内容はどのようなものですか。	51
161	農業経営基盤強化準備金の対象となる交付金等とはどのようなものですか。	51
162	農業経営基盤強化準備金は、どのような農業者が対象となるのですか。	52
163	交付金等を受領する集落営農組織に参加している認定農業者は、農業経営基盤強化準備金を積み立てることができますか。	52
164	農業経営基盤強化準備金を積み立てるためには、どのような計画に従えばいいのですか。	52
165	圧縮記帳とは、どのような制度ですか。	53
166	農業経営基盤強化準備金で取得することのできる農業用固定資産に制限はあるのですか。	53
167	農業経営基盤強化準備金は、いくらまで積み立てることができますか。	53
168	農業経営基盤強化準備金の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。	54
169	農業経営基盤強化準備金を積み立てている集落営農組織が法人化した場合、積み立てている準備金はそのまま承継できるのですか。	54

■ 「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」関係

No.	質 問	頁
170	この法律には、どのようなことが規定されていますか。	55
171	なぜこのような法律名なのですか。	55
172	対象者要件は、法律にはどのように規定されているのですか。	56

## ■ 目的等

### ( 質 問 1 )

水田・畑作経営所得安定対策を導入した目的は何ですか。

-----

( 回 答 )

我が国の農業、特に、米、麦、大豆等の土地利用型農業においては、農業従事者の減少・高齢化等により農業の生産構造のぜい弱化が進行する中で、土地利用型農業の体質強化を加速化し、担い手の創意工夫の発揮とニーズに応えた生産を促進して、食料の安定供給を図ることが、最大の課題となっています。

このような状況に対応するため、土地利用型農業（水田・畑作）における米、麦、大豆等の5品目を対象にして、その担い手の経営の安定を図る対策として水田・畑作経営所得安定対策を導入したところです。

その際、我が国の農業政策体系について、WTOにおける国際規律にも対応し得るものに移行し、今後も安定的・継続的に運用できるような制度設計としています。

### ( 質 問 2 )

対象者を担い手に限定すると、食料自給率が低下するのではありませんか。

-----

( 回 答 )

本対策の対象となる担い手は、認定農業者及び集落営農組織で一定の経営規模要件を満たすものとしていますが、小規模な農家や高齢農家についても、一定の条件を備える集落営農組織に参加している場合や、経営面積は小さくても複合経営等により一定の農業所得がある場合には、本対策に加入できます。このような意欲と能力のある農業の担い手に対して、集中的・重点的に支援を行うことにより、生産性の高い農業経営が生産の相当部分を占める強靱な農業構造が構築され、生産コストの低減や品質の向上が図られることが期待されます。また、実需者のニーズに的確に対応した農産物を安定的に供給できる体制が確立されることにより、国内農産物の需要が拡大し、食料自給率の向上に資するものと考えています。

### ( 質 問 3 )

水田・畑作経営所得安定対策に加入する担い手には、どのようなメリットがありますか。

-----

( 回 答 )

本対策のうち、生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）に加入する農業者については、

- ① 毎年の作付けにかかわらず、「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」を継続的・安定的に受けられることにより、経営の自由度が高まり、思い切った規模拡大や新たな作物の導入に取り組むことができる
- ② よい品質のものを作れば、それに応じて「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」を受

けることができる

といったメリットがあります。

また、本対策のうち、収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）に加入する農業者については、過去の平均収入に対し、市場価格や収量の変動に伴って当年産の収入が減少した場合に、その収入減少額の9割の補てんを受けることができます。

## ■ 対象品目

### （質問 4）

対象品目は何ですか。また、米も対象品目に含まれますか。

（回答）

水田・畑作経営所得安定対策は、土地利用型農業の体質強化を促進するため、担い手の経営全体に着目し、その安定を図ることにより、国民に対する食料の安定供給を確保しようとするものです。

このため、その対象品目は、

- ① 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要である
- ② 他の農産物と組み合わせた生産が広く行われている

の要件を満たす「米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ」の5品目としています。

本対策のうち、生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）の対象品目は、国境措置の水準等により生産条件格差が顕在化しており、輸入品との競争により価格が大幅に生産コストを割り込んでいる品目であり、従来も品目別の経営安定のための対策（価格対策）が講じられていた、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目が対象です。

一方、収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の対象品目は、生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）の4品目に米を加えた5品目です。

米については、安価な輸入品が流通することのないよう国境措置が講じられており、輸入米と国産米が直接競合することにより生じる、外国との生産条件の格差による不利という事態は生じていないことから、生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）の対象にはなりません。収入減少が水田作経営に与える影響が大きく、従来対策でも価格下落の対策が講じられてきた経緯を踏まえ、収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の対象品目としています。

### （質問 5）

本対策の対象とならない品目の対策はどうなるのですか。

（回答）

野菜、果樹、畜産は、水田作や畑作と異なり、野菜農家、果樹農家、酪農家といった専業経営が生産のほとんどを担っていることから、これら農家の経営安定は、引き続き、品目毎の事情や課題に即し、品目別に対策を講じることとしています。

**( 質 問 6 )**

そばは対象とならないのですか。

-----

( 回 答 )

そばについては、国民に対する熱量供給に占める割合が低いことから、本対策の対象としておりません。

また、仮にそばを本対策の対象とすることを考えてみた場合、国内産の方が外国産と比べて価格が高く競争力を持っていることから、生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）の対象とはならず、収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）のみの対象となりますが、その場合には、農業者も一定の拠出金を負担することが必要となります。

このため、そばについては、本対策ではなく、農業者の負担がない産地確立交付金（旧産地づくり交付金）等を活用しながら、地域の創意工夫を活かした生産振興を図っているところです。

**( 質 問 7 )**

飼料作物、菜種、黒大豆は対象とならないのですか。

-----

( 回 答 )

飼料作物については、家畜の餌として摂取され、最終的に畜産物の形で供給される中間生産物であり、国民に直接熱量を供給しているわけではないこと、菜種については、国民への熱量供給に占める国産の割合が極めて小さいことなどから、対象とはなりません。

ただし、これらの作物は、食料自給率の向上等を図る観点から、本対策とは別に各般の支援策を講じることとしています。

また、黒大豆については、国産品に対して実需者から高い評価があり、輸入品より高い価格で取引され、諸外国との生産条件格差が顕在化していないことから、対象となりません。

**( 質 問 8 )**

ビール麦や種子用麦は対象とならないのですか。

-----

( 回 答 )

麦のうち、従来品の品目別の対策（麦作経営安定資金）においても支援対象とならずに流通していたビール麦や種子用麦については、これまでも実需者との契約や委託による栽培が行われ、食糧用麦に比べて高い価格で取引されていることから、諸外国との生産条件の格差が顕在化しておらず、対象とはなりません。

なお、これまで麦・大豆の種子を生産してきた担い手が、需要減少による種子産地の縮小・再編等のやむを得ない事情により一般食料用への転換を図る場合には、本制度とは別に、担い手経営革新促進事業において、過去の生産実績に基づく支払（固定払）相当の支援を受けることも可能です。

## ■ 対象者

### ( 質 問 9 )

対象者要件として、認定農業者（都府県4ha以上、北海道10ha以上）、集落営農組織（20ha以上）としたのは、なぜですか。

-----

( 回 答 )

水田・畑作経営所得安定対策の対象者については、将来的に効率的かつ安定的な農業経営となり、他産業並みの所得を確保し得る農業経営に発展していく努力を促す観点から、「認定農業者」及び「集落営農組織（特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織）」とするとともに、経営規模として、個別経営は都府県4ha以上、北海道10ha以上、集落営農組織は20ha以上であることを要件としたものです。

これは、通常の土地利用型農業で他産業並みの所得を得ていくために必要な経営規模のおおむね半分程度であり、この面積要件を達成する努力をテコに、担い手の規模拡大への取組を促し、これを通じた土地利用型農業の体質強化を図ることが足腰の強い我が国農業を実現するために必要であることから設定したものです。

なお、平成16年からの米政策改革の中で「担い手」を対象とした経営安定対策の先駆けとして実施してきた「担い手経営安定対策」（担経）の面積要件も基本的に同様のものとなっています。

### ( 質 問 10 )

対象者は、生産調整を行う必要はないのですか。

-----

( 回 答 )

対象者は、認定農業者又は特定農業団体を基本としていますので、これらの認定基準等から生産調整を実施することが実質的な要件となっています。

また、米も対象としている収入減少影響緩和対策においては、交付申請者が米の生産調整実施者でなかった場合には、本対策の米に係る交付金が交付されないこととなっています。

(備考)

- 認定農業者については、農業経営改善計画の認定基準の1つとして、「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること」があります。生産調整対策が考慮されない農業経営改善計画は「農用地の効率的かつ総合的な利用を図る」上で適切とは認められません。
- 特定農業団体は、「農用地の効率的かつ総合的な利用を図る」ことを目的とした農用地利用改善事業の実施区域において農作業の受託を行う組織です。「農用地の効率的かつ総合的な利用を行う」ためには、生産調整対策を考慮する必要があります。

### ( 質 問 11 )

集荷円滑化対策への加入は、水田・畑作経営所得安定対策の加入要件になるのですか。

-----  
( 回 答 )

集荷円滑化対策への加入は、水田・畑作経営所得安定対策の対象者の直接的な要件とはなっていませんが、米の生産者の場合、

- ・ 水田・畑作経営所得安定対策の対象である認定農業者や特定農業団体については、その認定要件等から、生産調整を実施することが実質的な要件となっていること
- ・ 「生産調整を実施」しているといえるためには、集荷円滑化対策への加入を前提とする生産調整方針に参加しているか、又は生産調整方針を自ら作成している必要があることから、基本的に集荷円滑化対策に加入していることとなります。

**( 質 問 12 )**

対象者の要件として「国が定める環境規範を遵守すること」とありますが、具体的にはどのようなことですか。

-----

( 回 答 )

水田・畑作経営所得安定対策は、農業自体の生産活動を長期的に持続させることを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、対象者の要件として、「国が定める環境規範を遵守すること」を求めています。

具体的には、当年産の作付期間に係る生産活動について、平成17年3月に公表した「農業環境規範」で定めている土づくりの励行や適正な防除の実施といった7つの項目について、農業者自らが点検の上、一定の様式にチェックを行い、本対策に加入する際に提出していただく必要があります。

**( 質 問 13 )**

小規模な農家や兼業農家は対象にならないのですか。

-----

( 回 答 )

小規模な農家や兼業農家についても、一定の条件を備える集落営農組織に参加している場合や、経営面積は小さくても複合経営等により一定の農業所得がある場合には、意欲と能力のある農業の担い手、あるいは担い手の構成員として、本対策の対象となることができます。

また、面積要件の基本原則や特例に該当しなくても「地域水田農業ビジョン」の担い手リストに位置付けられた認定農業者、又は集落営農組織（規約を策定する等一定の要件を満たす必要があります）であって市町村が認めるものについては、対策の対象となることができます（市町村特認制度）。

なお、水田・畑作経営所得安定対策とは別の産地確立交付金（旧産地づくり交付金）などの生産調整対策や、中山間地域等直接支払、農地・水・環境保全向上対策などの地域振興政策については、担い手以外の農家も対象となります。

**( 質 問 14 )**

対策の加入状況はどうなっていますか。

-----

( 回 答 )

21年産の本対策の加入申請経営体数は全国で85,233経営体と、20年産と比較して959の増加となりました。

加入申請経営体の21年産の作付予定面積では、

- ① 米については、49万1千haと20年産水稻作付面積である162万4千haと比べると3割の水準となっていますが、従来の担い手を対象とした対策の加入面積である20万1千haと比べると加入面積は大幅に増加
- ② 麦については、25万6千haで従前の18年産麦作経営安定資金対象面積である26万haの殆どをカバー
- ③ 大豆については、12万1千haで従前の18年産大豆交付金対象面積9万9千haを大きく上回る水準

となっており、麦・大豆については、本対策加入者が作付面積をほぼカバーし、担い手による生産の実現に一定の成果をあげています。

また、小規模な農家や高齢農家も参加する集落営農組織が5,676加入し、地域農業の担い手として営農活動を展開するなど、本対策の現場での定着が着実に進んでいるものと考えられます。

**■ 認定農業者**

**( 質 問 15 )**

複数の市町村で農業経営を行う認定農業者が、水田・畑作経営所得安定対策の対象となるためには、全ての市町村で認定農業者の認定を受けなくてはならないのですか。

-----

( 回 答 )

農業経営を行う全ての市町村で認定農業者の認定を受ける必要はありません。この場合、認定を受けていない市町村において権原を有している農地や一定の要件を満たす作業受託をしている農地の面積も、経営規模に算入することができます。

**( 質 問 16 )**

高齢でも認定農業者になれますか。

-----

( 回 答 )

認定農業者になるのに、国として年齢制限は設けていませんが、実際に認定を行う市町村の中には、65歳以上は認定の対象としないといった独自の判断基準を設けているところの一部が見られます。認定農業者の認定は、それぞれの市町村の判断に委ねられているものですが、熱意があって経営発展が見込めるのに、単に高齢という理由だけで認定農業者になれないこととするのは適当では

ありません。このため、年齢制限を画一的な基準としている市町村に対しては、その基準を廃止し、又は弾力的な運用を行うよう求めています。

**( 質 問 17 )**

認定農業者となるためには、生産調整を行うことが必要とされていますが、その後、生産調整を行わなくなった場合は、認定が取り消されるのですか。交付金の交付はどうなるのですか。

( 回 答 )

認定農業者が生産調整を考慮しない経営を行うことにより、地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で著しい支障となっている場合には、認定農業者の認定が取り消されることとなるので、以後の交付金の交付が受けられなくなります。

**■ 集落営農**

**( 質 問 18 )**

どのような要件を満たす集落営農が対象となるのですか。

( 回 答 )

集落営農は、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるよう、「特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織」になる必要があります。

「特定農業団体と同様の要件」とは、

- ① 地域の農用地の2／3以上を集積（農作業を受託）する目標（5年後）を定めること（地域の転作の推進に一定の役割を果たしている受託組織の場合は、当分の間、1／2以上）
- ② 規約を作成すること
- ③ 共同販売経理を行うこと
- ④ 農業生産法人化計画を作成すること
- ⑤ 組織の主たる従事者について、農業所得の目標（市町村基本構想の水準以上）を定めることの5つの要件です。

このうち、①、④、⑤の3つについては、まさに目標を設定して努力するということであって、現時点で達成することを求めているものではありません。

**( 質 問 19 )**

「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」は、特定農業団体とどこが違うのですか。

( 回 答 )

「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」とは、農用地利用改善団体がいないため、特定農用地利用規程を作成できない地域を念頭においたものです。これ以外の要件は、特定農業団体と全く同じです。

**( 質 問 20 )**

利用集積目標を定める場合の「地域」の範囲は、どのように考えればよいのですか。

-----

( 回 答 )

地域の範囲については、農用地利用改善事業の区域、すなわち、集落などの地縁的なまとまりのある範囲で捉えることが原則です。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない場合には、集落の一部を除外することができます。また、隣の集落と合わせた区域を地域とすることも可能です。

**( 質 問 21 )**

利用集積目標を定める「地域」について、集落の一部を除外できるとありますが、除外することができるか否かの判断は誰が行うのですか。

-----

( 回 答 )

特定農業団体については特定農用地利用規程を認定する市町村、特定農業団体と同様の要件を満たす組織については国が判断することが基本となります。

なお、利用集積目標を定める場合の「地域」の範囲は、農用地利用改善事業の区域であることから、市町村の基本構想において、農用地利用改善事業の「区域の基準」として、集落の一部が除外できるよう定められている必要があります。

**( 質 問 22 )**

市町村をまたがって特定農業団体を組織化することは可能ですか。

-----

( 回 答 )

特定農業団体の事業範囲は、農用地利用改善事業の区域に限定されませんので、主として農作業を行う市町村で、特定農用地利用規程の認定を受ければよく、すべての市町村で認定を受ける必要はありません。なお、認定を受けていない市町村での作業受託面積のうち、主な基幹作業を受託し、その収穫物についての販売名義を有し、販売収入の処分権を有している面積については経営規模に算入することができます。

**( 質 問 23 )**

利用集積目標及び農業生産法人化計画は、何年後が目標となるのですか。

-----

( 回 答 )

特定農業団体の利用集積目標及び農業生産法人化の達成時期については、特定農用地利用規程の有効期間が5年となっていることから、5年後とされています。特定農業団体と同様の要件を満たす組織の利用集積目標及び農業生産法人化の達成時期についても、5年後を目標としています。

**( 質 問 24 )**

法人化に向けて努力したものの、農業生産法人化計画で定めた予定期日までにその達成が困難になった場合は、期日を延期できますか。

-----  
( 回 答 )

農業生産法人化計画に沿った取組を行い、法人化に向けて努力をしたものの、予定期日までにその達成が困難となった場合には、農林水産大臣の承認を得て5年を超えない範囲内で当該期日を延期して、引き続き法人化に向けた取組を行っていただくことができます。

**( 質 問 25 )**

農業生産法人化計画どおりに法人化することができない場合は、それまでに受領した交付金の返還を求められますか。

-----  
( 回 答 )

法人化に向けて組織内で話し合ってきたものの、例えば、話合いがまとまらず、計画どおりに法人化することができない場合は、そのことのみをもって、それまでに受領した交付金の返還を求められるものではありません。

なお、当初から法人化する気がないのに、偽って交付金を受領したような場合は返還が必要です。

**( 質 問 26 )**

利用集積目標の面積には、農作業を1作業だけ受託する面積もカウントできるのですか。

-----  
( 回 答 )

農用地の利用集積が図られたかどうかは、農用地利用改善事業の実施区域内において、農作業委託を受けている作物が水稲であれば基幹3作業（耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀）以上、麦及び大豆であれば耕起・整地、播種、収穫、その他の作物であれば水稲及び麦・大豆に準じた農作業を行った農用地の実面積（延べ面積ではありません）をカウントすることにより判断します。

特定農業団体と同様の要件を満たす組織についても、同様の取扱いとすることとしています。

なお、別の者に再委託した方が効率的経営に資することが明らかな場合は、これらの基幹作業のうち1作業を再委託することができます。

**( 質 問 27 )**

地域の生産調整面積の過半を受託する組織について、農用地の利用集積目標の緩和を認めたのは、どうしてですか。

-----  
( 回 答 )

集团的・団地的な転作の推進に一定の役割を果たしている受託組織の中には、麦、大豆等の転作物物の生産に特化しており、生産調整率の関係から「2/3以上」の基準をクリアすることが難し

い場合があります。

このため、生産調整の現状を踏まえるとともに、生産調整以外の米の部分も含めた集積を目指すことにより、水田作の構造改革を進める観点から、「地域の生産調整面積の過半を受託する組織」に限り、当分の間、利用集積目標を「1/2以上」に緩和することとしています。

**( 質 問 28 )**

「地域の生産調整面積の過半を受託する組織」は、どのように確認するのですか。

.....

( 回 答 )

転作作物の受託組織が、利用集積目標の緩和や経営規模要件の生産調整特例を受けようとする場合は、その組織が転作作物の農作業を受託している面積が、地域の田面積から地域の水稲作付面積を差し引いた面積の半分を超えていることを確認できる資料を提出する必要があります。

なお、この場合の「地域」とは、基本的には農用地利用改善事業の区域、すなわち、集落などの地縁的なまとまりのある範囲で捉えることが原則ですが、集落の一部を除外することや隣の集落を合わせた区域とすることも可能です。

**( 質 問 29 )**

生産調整面積や生産調整率は、どのように計算するのですか。

.....

( 回 答 )

「生産調整面積」は、田面積から水稲作付面積を差し引いた面積です。「生産調整率」は、この生産調整面積を田面積で除したものです。

**( 質 問 30 )**

利用集積目標が緩和される「当分の間」とは、どの程度の期間ですか。

.....

( 回 答 )

「当分の間」とは、制度開始後数年程度とする予定ですが、制度開始後の構造改革の進捗状況を踏まえて、今後、終期を定めます。

なお、この当分の間の期間中に設定された利用集積目標は、5年間有効です。

**( 質 問 31 )**

複数の集落にまたがって転作作物の作業受託を行っている組織が、利用集積目標の緩和や経営規模要件の特例を受けるためには、すべての集落で生産調整面積の過半を受託しなければならないのですか。

.....

( 回 答 )

すべての集落ではなく、主として農作業を行う集落で生産調整面積の過半を受託していれば構い

ません。

この場合、利用集積目標は、主として農作業を行う集落について1/2以上の目標を設定することになります。

また、経営規模要件については、水稻の作業受託も行っていれば経営規模に算入できますし、主として農作業を行う集落だけでなく、他の集落での受託面積も算入することができます。

#### **( 質 問 32 )**

特定農業団体には、農用地利用集積目標の特例（2/3以上→1/2以上）は適用されないのですか。

-----  
( 回 答 )

農用地利用集積目標の特例（1/2以上）は、「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」のうち、地域の生産調整面積の過半を受託するものについて、当面の間に限って認められるものです。特定農業団体については、2/3以上の目標を定める必要があります。

#### **( 質 問 33 )**

規約には、どんな事項を定める必要があるのですか。

-----  
( 回 答 )

特定農業団体の規約には、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項、総会の議決方法、農用地の利用及び管理に関すること、農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関することを定めることとされています。特定農業団体と同様の要件を満たす組織についても、同様です。

#### **( 質 問 34 )**

共同販売経理（経理の一元化）やリーダーの育成が難しいため集落営農組織の設立が困難な場合はどうしたらよいですか。

-----  
( 回 答 )

農業従事者の減少・高齢化等が進む中、大規模農家や認定農業者がいない多くの集落においては、このままでは、10年後、20年後に働き手がいなくなり、地域の農業や農地を守っていくことが難しくなることが想定されます。このような地域では、共同で農作業等を行う集落営農に取り組むことが、地域農業・農地の担い手を確保する上で有効と考えられます。このため、国としては、担い手協議会を事業主体とした担い手アクションサポート事業で集落営農組織の設立を支援しているところ です。

具体的には、これから組織を立ち上げたい集落に対しては、担い手協議会や集落リーダー等が、集落内の農家を対象に、労働力や年齢構成などの現状や将来の意向を調査したり、先進的な取組を行っている他の集落営農組織の代表者を招いての取組事例の紹介、研修会等を開催するなど、集落

営農組織が設立されるまでの集落内の合意形成に向けて行われる様々な取組に対して支援をしているところです。

**（質問 35）**

共同販売経理（経理の一元化）は、集落営農組織名義の預金口座に農産物の収入が振り込まれればよいのですか。

（回答）

共同販売経理（経理の一元化）の要件は、集落営農組織が経営主体として将来にわたって安定的に農業経営を行っていくためには、集落営農組織全体の収益・コストの現状等を把握し、適切な営農方針を策定できるようにしておくことが必要との観点から設けています。

このため、集落営農組織の取組には、すべての作業を一緒に行うものや、機械の共同利用を行うものなどいろいろありますが、少なくとも、各構成員の話し合い（規約）の下で営農が行われ、農産物の販売名義が集落営農組織になっていることが必要です。

具体的には、①集落営農組織（代表者）名義の口座を設け、②農産物の販売名義を集落営農組織とし、③農産物の販売収入をその口座に入金する、の3点がポイントです。

支出面については特段の条件はありませんので、支出の項目や構成員への配分等は、集落営農組織で決められますが、共同で営農を行う実態が存在せず、形式的に組織名義の口座のみ設けて、収入を個人に100%分配するようなものは、そもそも集落営農組織とは言えず、認められません。

**（質問 36）**

共同販売経理を行う場合、肥料等の資材費は個々の農家が負担することでもよいのですか。

（回答）

集落営農組織が共同で行う営農にかかるの費用については、組織名義の口座から支出されていることが基本です。

**（質問 37）**

共同販売経理（経理の一元化）は、組織の構成員の生活資金等の個人口座もまとめる必要がありますか。

（回答）

共同販売経理（経理の一元化）は、集落営農組織の共同作業により生産・販売する対象農産物の販売代金をその組織名義の口座で受け取り、これに要する費用を支出するものです。

したがって、その組織の構成員の生活資金や個別の農業経営等の経理を行う個人口座までもまとめるものではありません。

**( 質 問 38 )**

共同販売経理は、将来実施すればよいことにすべきではありませんか。

-----

( 回 答 )

共同販売経理の方法については、いろいろな形がありますが、集落営農組織名義で出荷・販売した対象農産物の販売代金を受け取るためには、少なくとも組織のスタート時において、集落営農組織（代表者）名義の口座を設けていることが必要です。

このような集落営農組織名義の口座がなければ、水田・畑作経営所得安定対策の交付金を受け取ることはできません。

なお、従来、「経理の一元化」と呼んでいたため、その構成員の生活資金や個別の営農資金まで一元化するとの誤解があったことから、「共同販売経理」に用語を改めました。

**( 質 問 39 )**

共同販売経理は、どのような書類で確認されるのですか。

-----

( 回 答 )

原則として、申請書の記載内容（集落営農組織（代表者）名義の口座）により確認します。

**( 質 問 40 )**

主たる従事者は一人でもよいのですか。

-----

( 回 答 )

集落営農組織（特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織）の主たる従事者は、一人でも構いません。また、候補者（誰が候補者か決まっていなければ人数）でも構いません。

なお、主たる従事者（候補者）が複数の場合は、すべての者が所得目標要件（市町村基本構想以上）を目指す必要があります。

**( 質 問 41 )**

共同出役型の集落営農組織において、主たる従事者が特定できない場合は「主たる従事者の氏名」欄には何を記載すればよいのですか。また、目標農業所得額は何を記載すればよいのですか。

-----

( 回 答 )

農業生産法人化計画の作成時点において主たる従事者が特定できない場合は、「主たる従事者の氏名」欄には主たる従事者となる候補者（誰が候補者か決まっていなければ人数）を記載することができます。

また、「主たる従事者の氏名」欄に候補者の人数を記入した場合の目標農業所得額については、市町村の基本構想に定められた目標農業所得額を目標とすることもできます。

**( 質 問 42 )**

主たる従事者の目標農業所得額は、農業生産法人化した際に達成されていないといけないのですか。

**( 回 答 )**

主たる従事者の目標農業所得額は、将来的に農業生産法人化した際にその所得額の達成が義務づけられているものではありませんが、将来に向けて継続的・安定的な農業経営を持続するためにも、目標の達成に努めていただきたいと思います。

**( 質 問 43 )**

本対策の対象となる集落営農組織について、将来、農業生産法人化を求めているのはどうしてですか。

**( 回 答 )**

集落営農組織は、組織の立上げの契機や目的によってその取組みは様々ですが、地域の農業と農地を次代に引き継いでいくためには、安定的な収益を確保できる経営体へと発展することが必要です。このため、単なる任意組織にとどまるのではなく、自らが農地の権利主体や取引の名義人となることなどにより、経営の安定性・持続性が確保されることが適当であることから、一定期間（5年）内に農業生産法人となる計画を有することを要件としているものです。

**( 質 問 44 )**

農業生産法人化計画には、どんな事項を定める必要があるのですか。

**( 回 答 )**

計画の記載事項としては、農業生産法人化の達成予定日（5年以内）、農業生産法人となるために実施する事項及び実施時期、主たる従事者が目標とする農業所得の額（市町村基本構想の水準以上）、団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標（市町村基本構想と整合するもの）です。

**( 質 問 45 )**

水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農組織は任意組織ですが、課税上、どのように取り扱われますか。

**( 回 答 )**

水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農組織は、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織とされており、農業生産法人のように法人格を有するものではありません。

このような組織である集落営農組織は、その運営実態等により「任意組合」又は「人格のない社団等」のいずれかに該当し、課税上の取扱いはそれぞれ、

- ① 「任意組合」に該当する場合には、組合員たる個人に対して所得税等が課税される
- ② 「人格のない社団等」に該当する場合には、集落営農組織に対して法人税等が課税されることとなります。

**( 質 問 46 )**

どのような集落営農組織が「人格のない社団等」に該当し、どのような集落営農組織が「任意組合」に該当しますか。また、それぞれの規約の作成上、留意すべき点はありますか。

-----

( 回 答 )

- 1 最高裁判例（昭和39年10月15日）によれば、「人格のない社団等」とは、
  - ① 団体としての組織を備えていること
  - ② 多数決の原則が行われていること
  - ③ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること
  - ④ その組織によって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることの要件をすべて満たす必要があります。
- 2 したがって、集落営農組織が「人格のない社団等」に該当する場合には、少なくともこれらの要件のすべてを満たす必要があり、これらの要件を満たさない集落営農組織は、「任意組合」に該当することとなります。
- 3 具体的には、「人格のない社団等」又は「任意組合」それぞれの運営形態に応じた規約を定め、その規約に即した運営が行われることが必要です。  
特に、
  - ① 「人格のない社団等」にあつては、組織として財産の管理を行う旨を、
  - ② 「任意組合」にあつては、組織として財産の管理を行わず、組合の利益等をすべて組合員に分配する旨を、それぞれ規約に定めて運営する必要がありますので、留意してください。
- 4 また、「任意組合」にあつては、実際の運営において、
  - ① 組合の利益等はすべて組合員に分配し、その旨を組合員ごとに通知するとともに、
  - ② 組合の純資産（資本）がある場合には、その純資産の持分をすべて組合員ごとに確定することが必要な点であることにも留意してください。

**( 質 問 47 )**

集落営農組織が「任意組合」に該当する場合と「人格のない社団等」に該当する場合とでは、課税上どのような違いがありますか。

-----

( 回 答 )

集落営農組織が「任意組合」に該当する場合には、集落営農組織自体には課税されず、組合員たる個人一人一人に対して次のような課税が行われます。

- ① 所得税 「任意組合」から分配を受けるべき利益等の額に対して課税
- ② 消費税 「任意組合」の事業に係る資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、分配割合に応じて組合員が行ったものとされ、組合員の基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合に課税（注）。組合員が他に事業を行っている場合には、基準期間の課税売上高には当該事業に係る課税売上高を含む。

- ③ 個人住民税 「任意組合」から分配を受けるべき利益等の額に対して課税

一方、集落営農組織が「人格のない社団等」に該当する場合には、集落営農組織に対して次のような課税が行われます。

- ① 法人税 収益事業から生じた所得に対して課税
- ② 消費税 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合に課税
- ③ 法人住民税 収益事業を営む場合に課税（均等割を除く。）
- ④ 事業税 収益事業から生じた所得に対して課税

また、集落営農組織から受けた給与・賃金や収益の分配金について、構成員たる個人に対して所得税及び個人住民税が課税されます。

※ このほか、集落営農組織の課税の取扱いに関するQ & Aについては、下記のホームページをご覧ください。

→ [http://www.maff.go.jp/j/ninaiten/n\\_syuraku/pdf/qa.pdf](http://www.maff.go.jp/j/ninaiten/n_syuraku/pdf/qa.pdf)

#### （ 質 問 48 ）

カントリーエレベーター、ライスセンターを核として、集落営農組織を設立するにはどうしたらよいのですか。

.....

#### （ 回 答 ）

カントリーエレベーター、ライスセンターのような乾燥・調製施設を核として集落営農組織を設立することは、本対策の対象となる集落営農組織の要件の一つである共同販売経理（経理の一元化）を進める上で、有効な方法です。

この場合、本対策の対象となるためには、

- ① カントリーエレベーターやライスセンターの利用協議会等を集落営農組織として位置づけ、
- ② この利用協議会が乾燥・調製作業を実施する以外に、主な基幹作業（水稻は基幹3作業以上）を受託（構成員が作業を実施）し、
- ③ 集落営農組織としての要件（農用地の利用集積目標、規約の作成、共同販売経理（経理の一元化）、主たる従事者の所得目標、農業生産法人化計画の作成）を満たすとともに、経営規模要件を満たす

ことが必要です。

#### （ 質 問 49 ）

集落営農組織に対してどのような国の支援がありますか。

-----  
( 回 答 )

集落営農組織に対しては、集落リーダー等の人材の育成・確保や融資主体型補助といった手法による支援を実施しています。

さらに、集落営農組織が地域の実態に応じて様々な発展段階にあることを踏まえ、集落営農組織の立ち上げ活動への支援、組織運営や経営改善についての専門家等による相談・助言への支援、経営の多角化・複合化等による経営強化の取組への支援など、集落営農組織の発展段階に応じたきめ細やかな支援を実施しています。

また、集落営農組織の収入向上や低コスト化への取組を促進するため、融資やリースを活用した農業用機械・施設の整備等に対する支援や金融支援を実施しています。

**( 質 問 50 )**

集落営農組織が補助事業により取得した財産を新設する法人へ引き継ぐ場合に、補助金の返還に関して何か特例措置はありますか。

-----

( 回 答 )

国庫補助事業等により取得した財産を、新設法人に無償で譲渡又は貸し付ける場合は、その物件に係る事業の完了までの間において補助条件を承継することを条件に、補助金返還の義務は生じないこととされています。

また、平成19年からは、有償で譲渡する場合においても、農業生産法人化計画に基づいて実質的に同一性が担保される農業生産法人に対し、補助条件を承継する場合には、補助金返還の義務は生じないよう措置されたところです。

なお、上記の方法で財産の譲渡等を行う場合は、農林水産大臣の事前承認が必要ですので、事前に市町村など国庫補助事業等の担当機関に財産処分の取扱いを確認するとともに、税理士等の財務処理の専門家と相談いただきながら、最も適当な方法を選択してください。

**( 質 問 51 )**

集落営農組織（任意組合）の法人化に際し、農業用機械・施設等を法人に無償譲渡した場合は譲渡所得税が課税されるのですか。

-----

( 回 答 )

任意組織で取得した資産を当該組織を基に設立された法人に無償譲渡する場合、補助事業等により取得した農業用機械等については、取得時に補助金分は自己負担していないため、減価償却の進み具合によっては、補助金相当額が譲渡所得として計算される場合があります。このような税法上のルールによると、集落営農組織が法人化するに当たり、所有していた農業用機械等の資産を法人に引き継いだ場合は、課税の問題が生じることがあり得ますが、当該資産の引き継ぎの時期の調整等により、対応することが可能ですので、法人を設立するとき等には、税理士等の専門家に十分相談されることをお勧めします。

## ■ 経営規模要件

### ( 質問 52 )

経営規模要件（4ha、10ha、20ha）の根拠は何ですか。

-----

( 回答 )

本対策の経営規模要件（都府県4ha、北海道10ha、集落営農組織20ha）は、対策の対象となる担い手が、将来的に他産業並みの所得を確保し得る農業経営に発展していくスタートラインの規模として設定しています。

その具体的な水準については、それが余りにも小さければ他産業並み所得を確保し得る経営への発展が期待できず、逆に余りにも大きければ規模拡大の意欲をそぐため、現状で他産業並み所得を確保できる面積の概ね2分の1を基本としています。

なお、この経営規模要件は、平成18年産までに実施されていた「担い手経営安定対策」（担経）と同様のものとなっています。

### ( 質問 53 )

北海道（10ha）と都府県（4ha）で経営規模要件が違うのは、なぜですか。

-----

( 回答 )

北海道については1年1作に限られるので、2年3作や1年2作が可能な都府県に比べて、他産業並みの所得を得ることができる経営規模が大きくならざるを得ないためです。

### ( 質問 54 )

特定農業団体が農業生産法人になれば、経営規模要件は4haとなるのですか。

-----

( 回答 )

農業生産法人となり、かつ、認定農業者となれば、基本となる経営規模要件は4ha（北海道は10ha）です。

### ( 質問 55 )

経営規模要件（4ha、10ha、20ha）は将来もこのままで変わらないのですか。

-----

( 回答 )

制度開始後、国において、構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえて、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行うこととしています。

### ( 質問 56 )

他産業並みの所得を確保できる経営を育成するのであれば、経営規模要件は面積ではなく所得を

要件とすべきではありませんか。

.....

( 回 答 )

本対策の対象営農である土地利用型農業については、所得と経営面積が概ね比例していることから、外形的に捉えやすい面積規模を要件としているものです。

## ■ 経営規模の算入

**( 質 問 57 )**

経営規模の対象となる面積は、樹園地や採草放牧地を含むすべての農地とすべきではありませんか。

.....

( 回 答 )

経営規模として算入できるのは、対象品目である5品目が作付けされる可能性がある農地基本台帳の現況地目が「田」及び「畑」の面積としています。

「樹園地」や「採草放牧地」は対象品目が作付けされることはないため、対象となりません。

**( 質 問 58 )**

農地基本台帳上の「田」・「畑」であれば、現在、対象品目以外の作物が作付けられていても経営規模に算入できるのですか。

.....

( 回 答 )

農地基本台帳の現況地目が「田」・「畑」であれば、対象品目以外（野菜、飼料作物等）が作付けられていても、経営規模に算入することができます。

**( 質 問 59 )**

経営規模の確認について、農地基本台帳以外に共済細目書等を用いてもよいのですか。

.....

( 回 答 )

経営規模として算入する面積の確認は、農地基本台帳を用いることとしているほか、これと同等の内容が記載されている農業委員会が発行する耕作証明書や共済細目書（写）についても面積の確認に用いることができることとしています。

**( 質 問 60 )**

経営規模に算入しようとしている農地の相続手続が未了で、農地基本台帳が現在耕作している相続人に訂正されていません。このような農地を経営規模に算入することはできますか。

.....

( 回 答 )

相続手続が未了で、農地基本台帳が整備されていない場合であっても、

- ① 農地基本台帳により、当該農地を被相続人が所有していたこと
- ② 戸籍謄本により、本対策の申請者が被相続人の相続人であること

を確認することで、当該申請者が権原を有しているとみなして、経営規模に算入することができる  
こととしています。

**( 質問 61 )**

農作業受託の面積について、経営規模に算入することとしたのはどうしてですか。

.....

( 回答 )

本対策は、「経営」に着目してその安定を図るものであることから、農作業受託であっても、

- ① 主な基幹作業を受託し、
- ② 収穫物についての販売名義を有し、
- ③ 販売収入の処分権を有している

場合には、実質的に「経営」を行っていると見ることができることから、その面積を経営規模として算入できることとしています。

なお、農作業受託については、より経営の安定が図られるよう、将来的には、利用権の設定等に移行するように誘導していくことが重要です。

**( 質問 62 )**

農作業受託の「主な基幹作業」とは具体的にどのような作業ですか。

.....

( 回答 )

水稻の場合は、耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀です。麦・大豆の場合は、耕起・整地、播種、収穫です。

**( 質問 63 )**

農作業受託は口頭約束で行われていても、経営規模として算入できるのですか。

.....

( 回答 )

経営規模の面積に算入できる農作業受託は、契約書等の証拠書類により確認できるものに限られます。

**( 質問 64 )**

農作業受委託において、受託者から委託者に対し支払われる「一定額」とはどのようなものですか。

.....

( 回答 )

経営規模として算入できる農作業受託面積については、受託者が実質的に「経営」を行っている  
とみることができるものであること、すなわち経営のリスクを負っているものである必要があります。  
このため、農作業等受委託契約書においては、農産物の販売収入を農作業及び販売の受託の対  
価として充当することを約していること、また、受託者が委託者に金銭を支払う場合には「一定額」  
とすること、としています。

この「一定額」については、

- ① 固定金額の支払いはもちろん、
- ② 販売収入の一定割合の支払いであり、かつ、受託者が販売収入の過半を得ているもの  
も含まれることとしています。

#### **( 質 問 65 )**

農作業等受委託契約書に収入印紙を貼る必要がありますか。

-----

#### **( 回 答 )**

農作業等受委託契約において、

- ① 契約期間が単年（1年以内）である場合、又は、
  - ② 契約期間が複数年であっても、委託者が個人の農業者である場合
- は、当該受委託契約書は課税文書に該当せず、収入印紙を貼る必要はありません。

なお、契約期間が複数年であって、委託者及び受託者双方が法人（株式会社、農事組合法人等）  
である場合等は、当該受委託契約書が課税文書に当たり、4千円の収入印紙を貼る必要があります。  
お分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署でお尋ねください。

#### **( 質 問 66 )**

集落営農組織の経営規模はどのようにカウントするのですか。

-----

#### **( 回 答 )**

集落営農組織の経営規模は、

- ① 組織の構成員が権原を有する、農地基本台帳の現況地目が「田」・「畑」の面積（共同販売経理  
を行っているものに限り）
- ② 主な基幹作業を受託し、収穫物の販売名義があり、販売収入の処分権を有している面積  
です。

なお、この「主な基幹作業」については、別の者に再委託した方が効率的経営に資することが明  
らかな場合は、そのうちの1作業を再委託できます。

#### **( 質 問 67 )**

集落営農組織の構成員が権原を有する農地基本台帳の現況地目が「田」、「畑」のうち、共同販売  
経理をしていることが確認できる書類にはどのようなものがありますか。

-----

( 回答 )

共済台帳や営農計画書により確認することができます。

**( 質問 68 )**

受託した農作業を再委託しても自己の経営規模に算入できますか。再委託する場合はどのような書類が必要ですか。

-----

( 回答 )

受託した農作業（基幹3作業）のうち1作業について再委託する場合であっても自己の経営規模に算入することができます。

なお、再委託する農作業に係る経営面積については、再委託する農作業の具体的内容など、その組織の効率的な経営に資することが明らかであることを確認できる書類を提出する必要があります。

**( 質問 69 )**

相続税の納税猶予適用農地について、主な基幹作業を委託し、収穫物の販売名義、販売収入の処分権を受託者が有することになれば、納税猶予措置が打ち切られませんか。

-----

( 回答 )

農地等の相続税納税猶予については、相続人が当該農地において農業を営んでいることが前提とされています。

このため、主な基幹作業を委託し、収穫物の販売名義、販売収入の処分権を受託者が有する場合、

- ・ 主な基幹作業（水稻においては、耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀）だけ委託し、それ以外の作業は自分で行うなど実質的に農業経営を継続していれば納税猶予が継続されます。
- ・ ただし、すべての作業を委託すると、納税猶予は打ち切りになります。

詳しくは、農業委員会、税務署等にご相談ください。

**( 質問 70 )**

二毛作が行われている農地は、どのように経営規模にカウントされるのですか。

-----

( 回答 )

表作と裏作を行っている者が同じ場合には、その農業者の経営規模として表作と裏作の面積をダブル・カウントすることはできません。

一方、表作と裏作を行っている者が異なる場合には、同一の農地であっても、表作の面積と裏作の面積をそれぞれの農業者の経営規模としてカウントすることができます。

**( 質問 71 )**

二毛作が行われていることを確認できる書類にはどのようなものがありますか。

-----  
( 回 答 )

二毛作を行っている経営面積については、以下のいずれかの書類が必要です。

- ① 共済引受を証する書類
- ② 第三者による耕作証明の写し
- ③ その他二毛作が行われている田又は畑において作付を行っていることを確認できる書類

## ■ 物理的特例

( 質 問 72 )

中山間地域など集落の農地が少ない地域は、経営規模要件を緩和すべきではありませんか。

-----

( 回 答 )

集落の農地面積が少ない等の物理的制約から経営規模の拡大が困難な地域については、経営規模要件を基本原則（4ha、10ha、20ha）の概ね8割まで緩和できることとしています。

さらに、中山間地域の特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織については、基本原則（20ha）の5割、つまり10haまで緩和できることとしています。

なお、この特例（物理的特例）については、都道府県知事からの申請に基づき、国が具体的に特例基準を設定することになりますが、具体的な特例基準の面積については、平成18年8月18日に告示したところです。この告示については、地方農政事務所等または農林水産省ホームページにおいて御確認いただけます。

( 質 問 73 )

物理的特例の「概ね」8割の範囲とは、どの程度ですか。

-----

( 回 答 )

「概ね」8割とは、64%（8割×80%）までを範囲とすることとしています。

( 質 問 74 )

中山間地域の定義は何ですか。

-----

( 回 答 )

中山間地域等直接支払交付金実施要領に規定される地域を指します。

なお、他の特例における「中山間地域」も同様です。

( 質 問 75 )

中山間地域の特例の5割は、「概ね」とされていないのは、なぜですか。

-----

( 回 答 )

中山間地域は、農地が少ない集落も多いと考えられることから、集落営農組織について、8割からさらに緩和することとしているところですが、基本原則の半分の経営規模は最低限確保すべきとの考えから、幅を持たせずに5割を下限としたものです。

**( 質 問 76 )**

中山間地域は、農地が少ないので、個別農家の場合でも5割の特例を認めるべきではありませんか。

( 回 答 )

個別経営については、小規模の経営体のまま施策の対象とするよりも、将来にわたってより強靱な経営体となるよう、集落営農組織に誘導することが適当であることから、5割の特例は設けていません。

**( 質 問 77 )**

農地面積が10ha未満の集落については、特例要件の5割をさらに緩和すべきはありませんか。

( 回 答 )

集落の規模が絶対的に小さい場合であっても、

- ① 農業生産法人化した上で、認定農業者となり、個別経営の規模要件を満たす
- ② 隣の集落と合わせて集落営農組織を作り、規模要件を満たす
- ③ 認定農業者又は集落営農組織となり、一定の所得を確保して所得特例の対象となること等により対象となることは十分可能です。

また、市町村特認制度により、「地域水田農業ビジョン」の担い手リストに位置付けられた集落営農組織（規約を策定する等一定の要件を満たす必要があります）であって市町村が認めるものについても対策の対象となることができます。

## ■ 生産調整特例

**( 質 問 78 )**

地域の生産調整面積の過半を受託する組織について、経営規模要件を緩和できるとしているのは、なぜですか。

( 回 答 )

地域で集团的・団地的な転作の推進に一定の役割を果たしている受託組織のうち、麦、大豆等の転作作物の生産に特化しているものについては、生産調整面積の範囲内では経営面積が確保できないため、基本原則の20haが確保できない場合があります。このため、生産調整の推進の観点から、「地域の生産調整面積の過半を受託する組織」に限り、基本原則の20haに生産調整率を乗じ

た面積まで緩和できることとしています（ただし、7haを下限）。

また、中山間地域にあつては、平場地域と比較して物理的な制約があるため、さらに5/8を乗じた範囲内で緩和できることとしています（4haを下限）。

なお、この特例（生産調整特例）については、都道府県知事からの申請に基づき、国が具体的に特例基準を設定することとなりますが、具体的な特例基準の面積については、平成18年8月18日に告示したところです。この告示については、地方農政事務所等または農林水産省ホームページにおいて御確認いただけます。

#### **（質問 79）**

生産調整特例の下限（7ha、4ha）の根拠を教えてください。

（回答）

下限面積については、基本原則の20haに全国平均の生産調整率（約1/3）を乗じて7haとしたものです。（これより小さい面積とすることは、7ha以上の麦・大豆の生産集団を対象としていた「麦・大豆品質向上対策」より要件が緩和されることになり、適切ではありません。）

また、中山間地域の下限面積については、上記の7haに物理的特例における平場地域と中山間地域の関係を踏まえ、5/8を乗じて4haとしたものです。（これより小さい面積とすることは、個別経営の基本原則の4haよりも小さくなり、適切ではありません。）

#### **（質問 80）**

物理的特例と生産調整特例を重複して適用することはできますか。

（回答）

それぞれの特例を重複して適用することはできません（物理的特例で〇割まで緩和され、さらにこれに生産調整率を乗じることは、できません）。なお、生産調整特例は、中山間地域に配慮して基準を緩和（×5/8）しています。

### **■ 所得特例**

#### **（質問 81）**

経営面積が小さくても、付加価値の高い経営を行っている場合は、対象になるのですか。

（回答）

小規模であっても、有機栽培や複合経営などにより相当水準の所得を確保している経営については、効率的かつ安定的な農業経営に向けたスタートラインに立っていると考えられるため、対象となることができます。

具体的には、①農業所得（米、麦、大豆のほか、果樹や畜産などすべての農業所得と自ら生産した農産物を加工・販売した所得を合計したもの）が市町村基本構想の目標農業所得額の半分を超え、

②対象品目の収入、所得又は経営規模が農業経営全体の概ね1/3以上の経営は、対象となります。  
なお、市町村基本構想の目標農業所得額については、市町村に確認してください。

**( 質問 82 )**

所得特例については、なぜ、市町村基本構想の目標農業所得額の過半の所得を確保する必要があるのでですか。

-----  
( 回答 )

将来的に、効率的かつ安定的な農業経営となり、他産業並みの所得を確保し得ることを基本に考える必要があることから、少なくとも現状において、市町村が基本構想で定める目標所得の過半の所得を確保していることを要件としたものです。

**( 質問 83 )**

所得特例については、なぜ、対象品目の収入、所得、経営規模が全体の概ね1/3以上でなければならないのですか。

-----  
( 回答 )

本対策は、米、麦、大豆等5品目について講じるものであることから、複合経営等により相当水準の所得を確保している経営であっても、収入、所得、経営規模のいずれかの面で一定程度対象品目に依存している必要があるからです。

このうち、「経営規模」については、全ての耕地面積（田、畑、樹園地を含みますが、採草放牧地は耕地でないので含まれません。）のうち、対象品目の面積が概ね1/3以上を占めているかどうかで判断されます。

**( 質問 84 )**

所得特例の「概ね」1/3の範囲とは、どの程度ですか。

-----  
( 回答 )

「概ね」1/3とは、27%（1/3×80%）までを範囲とすることとしています。

**( 質問 85 )**

集落営農組織にも「所得特例」は適用されるのですか。

-----  
( 回答 )

集落営農組織についても所得特例が適用されます。

この場合は、主たる従事者が集落営農組織から受け取る所得が基本構想の目標所得の半分を超え、かつ、集落営農組織の対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが集落営農組織全体の概ね1/3以上となっている必要があります。

**( 質 問 86 )**

所得特例で、収入や所得等は何を根拠とするのですか。

-----

( 回 答 )

この特例を受けようとする場合は、

- ・ 農業所得を証明する公的な書類（税務署の受付印のある確定申告書B（控え）など。また、市町村役場が発行する所得証明書と帳簿等の組合せ等でも構いません。）を農業所得を証明する公的書類とみなします。）
- ・ 対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営規模の概ね1／3（27％）以上であることを確認できる書類を提出する必要があります。

なお、これらの書類は直近年のものが基本となりますが、それによることが適当でない理由があれば、直近年以外の書類とすることもできます。

また、農業所得を証明する公的な書類として確定申告書を使用する場合は、確定申告の手続きを適切に行い、確定申告書の控え（税務署の受付印のあるものが適当ですが、受付印がなくても納税証明書等と組み合わせて証明することができます。）を保管しておく必要がありますので、注意して下さい。

**( 質 問 87 )**

加工、販売等による所得も含めることができますか。

-----

( 回 答 )

所得特例における農業所得の額には、確定申告の対象となった農業所得の額及び農業経営改善計画等に記載している農産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る所得の額を含めることができます。

**( 質 問 88 )**

所得特例における農業所得の額に、青色申告の場合に控除が認められている青色申告特別控除や純損失の繰越控除を含めることができますか。また、産地確立交付金（旧産地づくり交付金）等の補助金を含めることはできますか。

-----

( 回 答 )

青色申告特別控除や純損失の繰越控除は、青色申告の税制上の特典に過ぎないので、これらの控除を農業所得に含めることはできます。また、産地確立交付金（旧産地づくり交付金）等の補助金は、市町村基本構想の目標所得に含まれているのであれば、含めることができます。

**( 質 問 89 )**

所得特例が適用される場合でも、認定農業者になる必要がありますか。

-----

( 回 答 )

所得特例は、経営規模要件を緩和するだけですから、新しい対策の対象者となるためには、認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織であることが必要です。

**■ 市町村特認**

**( 質 問 90 )**

地域水田農業ビジョンに位置付けられている担い手であれば、誰でも市町村特認の対象になれるのですか。

-----

( 回 答 )

市町村特認の対象となるためには、地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられている者のうち、認定農業者又は一定の要件を満たす集落営農組織（質問18）である必要があります。

**( 質 問 91 )**

認定農業者になることは難しいため、地域水田農業ビジョンに位置付けられた担い手であれば、本対策の対象とすべきではありませんか。

-----

( 回 答 )

本対策は、我が国の農業の中でも規模が小さく体質が弱いとされている、米、麦、大豆等の土地利用型農業において、意欲ある農業者が他産業に従事する者と遜色ない所得を確保し、農業だけで十分に生活していける経営者に発展していくことを目指すものです。

地域水田農業ビジョンに位置付けられている農業者は、地域の関係者の総意により、地域水田農業の将来を担うべく経営発展していく担い手として期待される者であることから、農業経営改善計画を作成して市町村の認定を受けることによって認定農業者となることにさほど困難はないと考えています。

なお、認定農業者の認定の基準となる目標農業所得額などは、市町村の基本構想で定められますので、市町村の判断により、地域の実情に応じた認定ができるものと考えています。

**( 質 問 92 )**

畑作の認定農業者のように、地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられていない者は、市町村特認の対象にはならないのですか。

-----

( 回 答 )

畑作の認定農業者のように地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられていない者であ

っても、自他ともに担い手と認められていることが客観的に明確であること、例えば、担い手協議会の意向を踏まえるなど、地域の合意がある場合には、特認の対象となり得ますので、お近くの農政事務所等に個別に御相談ください。

**( 質 問 93 )**

市町村特認において市町村の意見書を提出させるのはなぜですか。

-----

( 回 答 )

市町村特認は、生産現場からの意見を踏まえ、地域の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む者が、これまで措置されていた特例でもなお、本対策への加入が厳しい場合に、これらの者に加入の道を開くものとして措置されたものです。このため、加入の可否についても、国で一律に判断するのではなく、市町村基本構想を定めるなど地域の担い手の実情に精通している市町村の判断を尊重することとしたところです。

市町村がその者を担い手として支援することが適切かどうかについては、まさに各市町村の今後の担い手の育成方針等を踏まえる必要があり農政事務所等では判断できないことから、市町村からの意見書の提出をお願いしています。

**( 質 問 94 )**

地域水田農業ビジョンにおける担い手の要件が、似た条件の隣接した市町村でそれぞれ違った規模となっている場合がありますが、それはなぜですか。

-----

( 回 答 )

地域水田農業ビジョンにおける担い手の要件等は、それぞれの地域水田農業推進協議会の判断に委ねられています。これは、似た条件の地域であっても、担い手の賦存状況や現在の経営規模、今後の担い手の育成方針等は異なることから、それぞれの地域の実情に応じた要件の設定が重要と考えているためです。

**( 質 問 95 )**

地域をあげて集落営農の組織化を推進してきたところでは、市町村特認により集落営農組織から認定農業者が脱退し、集落営農組織が成り立たなくなることで、今までの組織化の努力が無駄になってしまうのではないですか。

-----

( 回 答 )

市町村特認により集落営農組織が崩壊するなど、これまでの組織化の努力が無になることにならないよう、集落営農組織の構成員が組織を脱退し市町村特認で加入する場合には、当該個人が個人で加入することへの当該組織の同意を必要とするなど、特認制度の運用について、工夫をしているところです。

また、集落営農の組織化を推進する観点から市町村特認制度を積極的に周知しない地域がある

こと等に留意し、市町村特認制度の推進に当たっては、市町村、関係団体等と十分に連携を図りながら実施することとしています。

**( 質 問 96 )**

市町村特認で加入要件が緩和されると、他産業並の所得を確保し得る安定的な農業経営体の育成が困難になるのではないですか。

( 回 答 )

水田や畑作で行う土地利用型農業は、一般的には、経営面積が大きいほど、そこから得られる収入が増えると考えられますが、規模が小さくても創意工夫を持って取り組むことで一定の所得をあげている経営体も多くあります。

市町村特認で加入した農業者についても、現在の経営面積は小さくても、例えば、周辺農家から農地を任されて規模拡大するとか、経営の複合化を進めて所得増大を図るなど様々な取組によって、効率的かつ安定的な経営体に発展するケースは相当あるものと考えています。

**■ 生産条件不利補正対策**

**( 質 問 97 )**

水田・畑作経営所得安定対策の支援措置のうち、生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）とはどのような内容ですか。

( 回 答 )

生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）は、担い手の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えない部分（諸外国との生産条件の格差から生じる不利）を補うものです。

具体的には、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目を対象として、品目ごとの「担い手の生産コスト」と「販売収入」の差額について、

- ① 各経営体の過去の生産実績に基づく支払（固定払）
- ② 毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）

の両方で、生産条件に関する不利を補うこととしています。

**( 質 問 98 )**

「担い手の生産コスト」と「販売収入」は、それぞれどのように算定するのですか。

( 回 答 )

「担い手の生産コスト」は、担い手の標準的な生産コストとなるよう、主産地の平均作付面積以上の生産者の生産コストのデータを用いて算出しています。

また、「販売収入」は、各品目の単収と販売価格を乗じて算出しています。

なお、単収及び販売価格は、その年々の作況等により大きく変動するため、これを平準化する観

点から、単収については過去7か年のうち、最高と最低を除いた5か年の平均値、販売価格は過去5か年のうち、最高と最低を除いた3か年の平均値を使用しています。

**( 質 問 99 )**

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」だけでなく、「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」を併せて行うのはなぜですか。

-----

**( 回 答 )**

水田・畑作経営所得安定対策における生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）については、豊作・不作にかかわらず毎年一定額を支払うことで、担い手の経営を安定的に支援する「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」と、毎年の生産性・品質の向上や需要に応じた生産など、生産者の努力を反映する「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」を組み合わせ、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補てんするものです。

このように、生産条件不利補正対策は固定払と成績払の2つの部分から構成されていますが、本対策を安定的・継続的に運用していくため、WTO農業協定において削減対象とされない「緑の政策」を中心として制度を構築しています。

しかしながら、「緑の政策」となる固定払のみの制度することについては、捨て作りをしても支払を受けられるなどのモラルハザードを招く可能性があるほか、我が国においては、

- ① 土地利用型農業の体質強化のためには、規模拡大等による生産性の向上を図る必要があること
  - ② 品質の面でも、消費者・実需者の需要に応じた生産の確保を図る必要があること
- から、WTO農業協定上は削減対象の「黄の政策」となりますが、「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」を併せて講じることとしたものです。

**( 質 問 100 )**

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」ではなく、「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」を中心とした助成体系にすることはできないのですか。

-----

**( 回 答 )**

生産条件不利補正対策は、「黄の政策」については、該当する施策の総額のみならず、品目ごとの助成額についても削減するというWTOの方向性を踏まえ、「緑の政策」である固定払を中心とする体系としています。

仮に、「黄の政策」である成績払を中心とする体系とした場合には、将来的に支援水準を削減せざるを得なくなり、対策の安定性・継続性という点で大きな問題が生じることから、成績払の割合を増やすことは適当ではないと考えています。

なお、経営規模の拡大や米の生産調整強化に対応して麦等の作付を拡大する場合には、「担い手経営革新促進事業」という別途の措置により支援を受けることが可能です。また、21年度からは、経営規模の拡大等に加え、調整水田等の不作付地における新規作付に対しても、「水田等有効活用促進交付金」により支援することとしました。

**( 質 問 101 )**

生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）の交付金単価は、どのようにして算定したのですか。

-----  
( 回 答 )

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の単価（面積単価）は、担い手の標準的な生産費、販売価格、単位面積当たりの収穫量を考慮するとともに、生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）を長期にわたり安定的かつ継続的に講じていくとの考え方にに基づき、国際規律上制約の少ない緑の政策に該当する本支払がこの対策の相当程度を占めるものとなるよう、対象品目ごとに算定しています。

また、「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の単価（数量単価）は、担い手の標準的な生産費、販売価格、単位面積当たりの収穫量並びに品質区分別の需要及び供給の動向を考慮するとともに、生産性・品質向上等のインセンティブを適切に働かせる観点から、従来品の品目別の対策における品質格差も勘案して、対象品目ごとに算定しています。

**( 質 問 102 )**

生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）の支援水準は、どの程度ですか。従来品の品目別対策と比べてどうですか。

-----  
( 回 答 )

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の面積単価と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の数量単価をあわせた支援水準は、全国の平均的単収と同一水準の市町村の場合であって、標準的な品質のものを生産した場合には、10アール当たり、小麦40,400円、大豆28,900円、てん菜41,300円、でん粉原料用ばれいしょ52,900円となっており、いずれも従来品の品目別対策と遜色のない水準となっています。

なお、「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の面積単価と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の数量単価については、地方農政事務所等または農林水産省ホームページにおいて御確認いただけます。

**( 質 問 103 )**

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の面積単価と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の数量単価は、毎年変わるのですか。

-----  
( 回 答 )

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の面積単価は、「緑の政策」として国際規律と整合性のある制度とするため、固定する必要があることから、毎年変わるものではありません。

「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の数量単価は、生産量、品質の向上を効果的に推進する上で、見直しが必要と考えていますが、担い手の経営安定を図る観点から、21年産まで固

定することとしています。なお、22年産以降に適用される数量単価については、その時点における生産コストや販売価格、単収等に関する最新のデータを用いて算定されることとなります。

**（質問 104）**

生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）の交付金の金額は、これまでの対策と比べて豊作年では手取額が少なくなると聞きましたが、どういうことですか。

**（回答）**

生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）においては、「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」と、「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」を組み合わせることで交付金が交付されます。

このうち、固定払については、その年々の豊作・不作にかかわらず毎年一定額を支払うことにより一定の手取りを確保するものであり、国際規律上制約の少ない「緑の政策」に該当するものです。本対策については、制度の安定性を確保し、担い手の経営安定を図る観点から、固定払を基本とした体系としており、結果として固定払の比率は約7割となっています。

このため、固定払と成績払を合わせて1俵あたりに換算した単価については、生産量により変動しない固定払が相当部分を占めることから、豊作の際には、1俵あたりの単価は一定で生産量の増減に伴い交付額が増減する従来の品目別の対策に比べて、手取額は少なくなりますが、逆に、不作の際には、従来より多くなることになっています。

従来の品目別の対策に慣れてきた方にとっては違和感があるかもしれませんが、国際規律に合わせた助成体系の変更について御理解いただきたいと思っております。

**（質問 105）**

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の面積単価について、市町村ごとに単価が異なるのは不公平ではないのですか。

**（回答）**

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の面積単価は、これまでの地域における生産性向上努力や支払実績を反映できるよう、各地域の単収水準を考慮し、市町村ごとに単価を設定したところではあります。

単価の設定に当たっては、豊凶の影響を受けていない市町村の平年的な単収である農業災害補償制度において算出される単収（共済単収）を用いて、単収水準の高い市町村の単価はより高い単価となるように算定しています。

**（質問 106）**

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の基礎となる「基準期間」とは、いつからいつまでですか。また、「基準期間」の見直しはいつ行うのですか。

**（回答）**

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の基礎となる「基準期間」については、対策がスタートする直近の3ヶ年である「平成16年から18年まで」としています。

また、「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」は、現行のWTO協定上の「緑の政策」として仕組んでいることから、「基準期間」は基本的に固定する必要がある、現時点でその期間の見直しは考えていません。

**（質問 107）**

過去の生産実績は、農業者単位で設定されるのですか、それとも生産が行われた一筆一筆の農地ごとに設定されるのですか。

（回答）

「過去の生産実績」は、基準期間における個々の農業者の生産数量を面積に換算して求めることとしていることから、一筆一筆の農地ごとに設定されるものではなく、農業者単位に設定されるものです。

**（質問 108）**

規模拡大した場合や、経営者が後継者に経営移譲した場合、過去の生産実績はどのようになるのですか。

（回答）

「過去の生産実績」については、個々の農業者単位に設定されるものですが、担い手への農地の集積や後継者への農業経営の円滑な承継等を推進する観点から、これらに農地の権利移動等が伴う場合には、農業者間での移動や後継者への譲渡が可能となる仕組みとしています。

具体的には、規模拡大においては、農地の出し手と受け手の合意により、出し手の「過去の生産実績」を受け手に移動させることができ、また、経営移譲においても、経営移譲を行う者の「過去の生産実績」を後継者に譲渡することができることとしています。

また、集落営農組織が新たに設立された場合には、構成員の生産実績の合計を集落営農組織の生産実績とすることができることとしています。

**（質問 109）**

「過去の生産実績」を他人に移すには、どのようにすればよいのですか。

（回答）

「過去の生産実績」は、農地の権利移動又は農作業受委託が伴う場合にだけ、他人に移動させることができます。

この場合、移動する「過去の生産実績」の量は、基本的には当事者間の合意により決めることとなりますが、経営規模に見合った「過去の生産実績」となるよう、次のルールに沿って行う必要があります。

① 権利移動等をする農地の面積を超えて「過去の生産実績」を移すことはできません。ただし、元々持っていた「過去の生産実績」が農地面積よりも大きい場合は、その比率の範囲内で移動することができます（フロー制限）。

② また、権利移動等により農地面積を縮小する農家は、縮小後の農地面積を超えて「過去の生産実績」を残すことはできません。ただし、元々持っていた「過去の生産実績」が農地面積よりも大きい場合は、その比率の範囲内で残すことができます（ストック制限）。

なお、「過去の生産実績」を移動するためには、地方農政局・地方農政事務所等に登録申請をする必要があります。

農地の権利移動等に伴う「過去の生産実績」の移動については、移動があった年度の固定払の交付申請の期限である9月30日までに申請することとなります。

#### （質問 110）

「過去の生産実績」を移動させる場合、当事者間での話し合いがうまくいかないときはどうすればよいですか。

（回答）

農地の権利移動等により、「過去の生産実績」を移動させる場合、移動する「過去の生産実績」の量は、基本的に当事者間の合意により決めることとなりますが、その際、当事者間での話し合いがうまくいかずに、当事者のいずれかから申出があったときは、農政事務所において、関係機関の協力を得ながら調整・仲介を行うこととし、当事者間の合意を促すよう努めます。

#### （質問 111）

「過去の生産実績」を移動するには、当事者が行方不明となっている状況では合意を得ることは不可能です。実際の耕作者に「過去の生産実績」が移動できる方法を教えてください。

（回答）

通常、期間平均生産面積の移動には、移動に関係する双方の合意が必要としているところですが、離農者の期間平均生産面積を移動する場合には、合意は不要としたところですが、

例えば農地の売り手が行方不明となってしまったような場合には、おそらく離農をされているので、行方不明となった方の期間平均生産面積は、その方の合意を不要として、農地を買い取った方に移動することとなります。

#### （質問 112）

農地の権利移動等に伴い「過去の生産実績」も自動的に移動する仕組みにすれば、当事者間の合意は不要になるのではないですか。

（回答）

当事者間の合意なしに農地の移動量に応じて「過去の生産実績」を自動的に移動させる仕組み

とした場合、畜産農家や果樹農家など、対象品目の作付を行うことが考えられず、必ずしも過去実績を必要としない者にも過去実績が移動してしまう可能性が出てきます。

また、例えば、田と畑を所有し、田では米と転作大豆を作付し、畑では対象品目ではない、例えば野菜を作付してきた農家が、畑を売却した場合でも過去実績を自動しなければならなくなるため、転作大豆作り続けることが困難となり、ひいては生産調整の達成にも支障が生じかねません。

このため、農地の権利移動によって自動的に過去実績を移動させる仕組みではなく、農地の出し手と受け手の経営状況に応じた適切な量の過去実績となるよう、当事者間の話し合いと合意によって過去実績の移動量を決める仕組みとしています。

#### **（質問 113）**

農地を借りている相手から期間平均生産面積の移動を受けて受領した過去の生産実績に基づく交付金を地主に配分しても良いですか。また、この交付金は交付決定を受けた者が全額税務申告することになりますか。

（回答）

交付金の使途は特定されていません。なお、交付金は、交付を受けた方の収入となるため、交付金を受けた方が税務申告をすることになります。また、交付金を他の方に贈与する場合には、金額によって、贈与税の対象になります。

#### **（質問 114）**

農業委員会を通さず農地を賃借したものは、期間平均生産面積の移動ができないと聞いたのですが本当ですか。

（回答）

農業委員会を通さずに農地の賃借を行う行為は、いわゆる「ヤミ小作」といわれるものであり、法令に従ったものではありません。したがって、このような農地の賃借は、行ってはならないものであり、当然、期間平均生産面積の移動もできません。

#### **（質問 115）**

19年以降、作付を拡大した場合、「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の対象とならないのですか。

（回答）

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」については、本対策を安定的・継続的に運用していくため、WTO協定において削減対象とされない「緑の政策」として制度を構築しています。

このため、対策加入者が作物転換をして対象品目の作付を拡大した場合や「過去の生産実績」のない者から農地を取得した場合については、「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」の対象にはならず、「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」のみ交付されます。

なお、過去の生産実績がない場合であっても、経営規模の拡大や米の生産調整強化に対応して麦・大豆等の作付を拡大した場合には、本対策とは別に、担い手経営革新促進事業により固定払相当額を支援しています。また、21年度からは、経営規模の拡大等に加え、調整水田などの不作付地における作付拡大に対しても、「水田等有効活用促進交付金」により固定払相当額を支援することとしています（質問120, 121参照）。

#### （質問 116）

「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」で品質に応じた格差を設けているのはなぜですか。また、品質間の格差については見直さないのですか。

#### （回答）

「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の数量単価は、従来の品目別の対策における品質格差を勘案し、生産性や品質の向上に向けた生産者の努力が報われるよう、高品質なものほど高い単価となるよう設定されています。

現在の品質区分は実需者等の意見を踏まえて設定したのですが、需要に応じた高品質な農産物の生産を行うことが重要であることから、これを見直す場合にも、その時点での需要者意見等を反映することが必要と考えています。

#### （質問 117）

「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」では、実需者等と結んだ事前契約数量を超過して生産・流通された麦も交付対象となりますか。

#### （回答）

「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の対象となる麦については、実需者ニーズに即した良品質麦の生産を推進するため、生産者と需要者の協議によって決定した作柄変動を許容する一定の幅（アローワンス）に入る数量を含めた事前契約数量の麦に限定されています。

したがって、生産地においては、実需者との間で事前契約数量を適切に設定する等の取組が行われることが重要です。

#### （質問 118）

担い手経営革新促進事業とは、どのような事業ですか。

#### （回答）

担い手経営革新促進事業は、水田・畑作経営所得安定対策の加入者の更なる経営発展を促進するために19年度に創設された事業です。

具体的には、

- ① 地域のモデル経営体による大規模土地利用型農業の担い手にふさわしい技術の導入に対する助成
  - ② 麦・大豆等の作付拡大分について、過去の生産実績がなく、過去の生産実績に基づく支払（固定払）を受けられない場合でも、経営が成り立つような水準の助成
  - ③ 近年、単収向上が著しい小麦等の先進的な主産地において、品質向上等に取り組む者に対する助成
- を実施することにより、規模拡大等に向けた担い手の取組を支援します。

**（質問 119）**

担い手経営革新促進事業の申請窓口はどこになりますか。

-----

**（回答）**

担い手経営革新促進事業は、都道府県担い手育成総合支援協議会が実施主体となるものであり、申請窓口は当該協議会となります。

助成金は、協議会が申請者から提出のあった書類等を審査し、助成の要件が満たされていることなどを確認した上で、協議会から支払われることとなります。

**（質問 120）**

過去の生産実績がない場合の支援について、具体的にどのようなケースが助成の対象となるのですか。

-----

**（回答）**

19年度から実施している担い手経営革新促進事業では、担い手の更なる経営発展を後押しする観点から、

- ① 17年度以降の農外からの新規参入
- ② 19年度以降の米の生産調整の強化への対応
- ③ 19年度以降の経営規模の拡大

により麦・大豆等の生産を拡大する者であって、播種前契約の締結など需要に応じた生産を行うこと、担い手にふさわしい新技術の導入すること、生産物の品質が農協などの出荷単位の概ね平均以上となることなどの要件を満たす者に対し、固定払相当額を支援してきました。

他方、国際的な食料需給の動向を踏まえれば、今後、我が国においても麦・大豆等の生産を拡大していくことが重要です。このため、21年度予算では、23年度までの対策として、水田等の生産装置をフルに活用し、食料自給率・自給力の向上に資する作物の生産拡大を直接的に支援すべく、水田等有効活用促進交付金を措置しました。

水田等有効活用促進交付金では、上記①から③に加え、調整水田等の不作付地における麦・大豆等の新規作付についても、輪作体系の導入等により低コスト・高品質生産に取り組む場合、固定払相当額を支援することとしています。なお、担い手経営革新促進事業、水田等有効活用促進交付金

とも、助成単価は下表のとおり同額です。

＜助成単価＞ (円/10a)

小 麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大 豆
27,600	20,900	18,200	23,600	20,200

**( 質 問 121 )**

固定払相当額の支援について、21年度は担い手経営革新促進事業と水田等有効活用促進交付金が並び立つことになりましたが、2つの事業の関係はどのようになっていますか。また、申請手続はどのようにすればよいのでしょうか。

( 回 答 )

担い手経営革新促進事業は、19年度から21年度までの対策としてスタートし、18年度と比較して麦・大豆等の作付拡大が図られた部分に対して固定払相当額を支援してきましたが、21年度から新たに水田等有効活用促進交付金が措置されたことから、20年度から21年度の作付拡大については、原則として担い手経営革新促進事業の新規採択は行わず、水田等有効活用促進交付金により固定払相当額を支援することとなります。

具体的には、

- ① 20年度までに担い手経営革新促進事業の助成対象面積となっていた部分は引き続き担い手経営革新促進事業による助成金を交付
- ② 21年度に新たに作付拡大した部分は水田等有効活用促進交付金による助成金を交付することとなります。

なお、2つの事業の申請様式は共通化していますが、これまで担い手経営革新促進事業による固定払相当額の支援を受けてきた者であって、21年度に更に作付を拡大する者については、それぞれの事業ごとに申請書に捺印していただくことが必要です。

その場合、水田地帯では、2つの事業の実施主体が別（担い手経営革新促進事業は担い手育成総合支援協議会、水田等有効活用促進交付金は水田農業推進協議会）となりますが、申請書はどちらの協議会の窓口でも受け付けています。

**( 質 問 122 )**

集落営農組織において、新規に二毛作（裏作麦）を行う場合、JAの証明があれば、担い手経営革新促進事業の助成対象となるのですか。

( 回 答 )

19年産以降に二毛作に取り組み、麦、大豆等の対象品目を生産する際には、経営規模を拡大したとみることができますので、担い手経営革新促進事業により、固定払相当額の支援を受けることができます。

この場合、19年産以降に二毛作を取り組んだことは、18年産において裏作作物や麦跡大豆の生産がなかったことをJA等が証明する書類によって確認します。

**( 質問 123 )**

在来種の大豆は水田・畑作経営所得安定対策の対象とならないので、担い手経営革新促進事業の支援対策とすることはできませんか。

-----

( 回答 )

担い手経営革新促進事業の対象農産物は、水田・畑作経営所得安定対策と同じです。ただし、在来種であっても、都道府県の奨励品種になってから5年以内であれば対象としています。また、平成15年以降、同一の需要者に対して、播種前契約により毎年おおむね20 t以上の販売実績があり、今後も同様の取引がなされるものであれば、産地品種銘柄と同様の扱いをすることとしています。

**( 質問 124 )**

担い手経営革新促進事業のうち、先進的小麦生産等支援対策事業とは、どのような事業ですか。

-----

( 回答 )

本事業は小麦の国際相場が急騰している現状を踏まえ、北海道や九州北部の近年の単収向上が著しい先進的な主産地において、地域の生産力に見合った収入が確保され、安定的な産地体制を構築する観点から、同様の課題があるてん菜とあわせ、品質向上、生産コスト低減、安定的な生産等に取り組む担い手に対し、支援を行うものです。

なお、本事業は、20年産の作付分から22年産までの3カ年間の取組に対し支援を実施することとしており、20年産が作付けされる19年度から措置したところです。

**( 質問 125 )**

大麦は、先進的小麦生産等支援対策事業の対象にはならないのですか。

-----

( 回答 )

小麦の単収向上の著しい一部地域では、固定払の面積単価の算定基礎である共済単収と実単収との乖離が見られたため、本対策を講じましたが、小麦以外の麦種では、共済単収と実単収の乖離が生じておらず、単価も適正な水準であるため、本対策の対象になりません。

**■ 収入減少影響緩和対策**

**( 質問 126 )**

水田・畑作経営所得安定対策のうち、「収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）」とはどのような内容ですか。

-----

( 回答 )

「収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）」は、農産物の価格が市場の評価に委ねられることを前提とした上で、担い手の販売収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するために実施するものです。

具体的には、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5品目を対象として、まず、対象品目ごとに、過去5年間のうち最高・最低を除く3カ年の平均収入（標準的収入額）と、当該年の収入（当年産収入額）との差額を計算します。そして、対象品目ごとの差額を合算・相殺してマイナスとなった場合に、その減収額の9割について、生産者と国による拋出の範囲内で補てんすることとしています（ただし、農業災害補償制度による補てんとの重複を避けるため、共済金相当額を控除する場合があります）。

なお、補てんの原資は、予め生産者と国が1：3の割合で拋出することとしています。

#### （質問 127）

収入減少影響緩和対策を行うのはどうしてですか。

（回答）

水田・畑作経営所得安定対策では、

- ① 本対策の対象となる担い手において、販売収入の減少が農業経営に与える影響が大きいこと
- ② 特に、米、大豆については市場価格の変動が大きく、従来の品目別対策においても価格変動の影響を緩和する対策が講じられていたこと
- ③ これ以外の対象品目についても、今後の需給動向等によっては市場価格が大きく変動することも考えられること

等から、担い手の農業経営の安定を図るため、収入減少影響緩和対策を講じています。

#### （質問 128）

収入減少影響緩和対策と稲作構造改革促進事業の違いは何ですか。

（回答）

収入減少影響緩和対策は、担い手を対象とする法律上の措置で、対象作物の減収額の9割が補てんされることとなっています。一方、稲作構造改革促進交付金は収入減少影響緩和対策への加入者以外の者を対象とする予算上の措置で、収入減少影響緩和対策の補てん水準の範囲内であらかじめ地域で設定された定額単価が補てんされることとなっております。

このため、今後とも安定的な農業経営の継続を希望される地域の担い手の方は、収入減少影響緩和対策に加入することをお勧めいたします。

#### （質問 129）

農産物検査3等以上の主食用米を収入減少影響緩和対策の生産実績数量の対象としているのはなぜですか。

( 回 答 )

収入減少影響緩和対策においては、市場における価格変動リスクを緩和するための措置であることを踏まえ、主食用として市場で取引される米を対象としており、生産数量目標の範囲内で、主食用として市場で取引される米で農産物検査3等以上の主食用米を本対策の生産実績数量の対象としています。

**( 質 問 130 )**

消費者や集落営農組織の構成員に直接販売する米も収入減少影響緩和対策の対象になりますか。自家消費分はどうか。

-----

( 回 答 )

収入減少影響緩和対策は、販売先に条件はなく、消費者や集落営農組織の構成員に直接販売する米も対象になります。ただし、生産数量目標の範囲内で農産物検査3等以上のもので、3月31日までに販売することとしたものが対象となります。

なお、自家消費分については、価格変動リスクを伴う市場での取引ではないことから、対象にはなりません。

**( 質 問 131 )**

直接販売する米であっても、販売時期が4月になってしまうと対象とならないのですか。

-----

( 回 答 )

収入減少影響緩和対策においては、補てん金の支払いをできるだけ早期に行うため、本対策の交付申請期間を4月1日～30日に設定しています。

このため、米の直接販売については、農家又は農家から委託を受けた者が、消費者等に3月末までに販売することとしたものを対象としていますが、実際の販売時期が4月以降であっても、3月末までに販売することが決まっていれば対象となります。

**( 質 問 132 )**

ビール麦や黒大豆、麦・大豆の種子も収入減少影響緩和対策の対象とすべきではありませんか。

-----

( 回 答 )

収入減少影響緩和対策の対象品目は、生産条件不利補正対策と基本的には同一とすることとしています。

ビール麦や黒大豆、種子については、生産条件不利補正対策の対象とはならないことから、収入減少影響緩和対策についても対象としないこととしています。

**( 質 問 133 )**

生産条件不利補正対策の交付金の交付は受けたいのですが、収入減少影響緩和対策にも加入しな

ければなりませんか。

.....  
( 回 答 )

収入減少影響緩和対策には加入せず、生産条件不利補正対策だけ加入して交付金の交付を受けることは可能です。

**( 質 問 134 )**

収入減少影響緩和対策について、米だけは加入して、麦・大豆は加入しないことはできますか。  
.....

( 回 答 )

収入減少影響緩和対策は、担い手の経営全体に着目して講じられるものであるため、生産・販売している対象品目のすべてについて加入する必要があります。

(例えば、米、麦、大豆を生産している場合は、生産・販売する米、麦、大豆すべてについて加入することが必要です。)

**( 質 問 135 )**

収入減少影響緩和対策における「標準的収入額」と「当年産収入額」は、どのように算出されるのですか。  
.....

( 回 答 )

収入減少影響緩和対策における「標準的収入額」と「当年産収入額」については、基本的には都道府県ごとに、対象品目の入札取引価格(上場上位3銘柄の平均落札価格)等と単収(国が毎年公表する単収)を用いて、対象品目ごとの10a当たりの標準的収入額、当年産収入額を算定した上で、これらに当年産の加入者の生産面積を乗じたものを、加入者ごとの標準的収入額、当年産収入額としています。

**( 質 問 136 )**

大幅に収入が減少した場合、収入減少影響緩和対策によりどの程度まで補てんがなされるのですか。  
.....

( 回 答 )

本対策においては、農業者の方の選択にもよりますが、10%から20%までの減収に対する補てんが可能となっています。

**( 質 問 137 )**

収入減少影響緩和対策における積立金は、いつ、どの程度拠出するのですか。補てん金の支払がない場合でも、毎年拠出しなければならないのですか。  
.....

( 回 答 )

収入減少影響緩和対策に加入する場合は、農業者自らがリスクに対する備えを行うよう、収穫年の7月31日までに、農業者の選択により、10%又は20%の減収に対応した積立金を拠出することになります。具体的な積立金の額については、収入減少影響緩和対策への加入申請(積立申出)後、地方農政事務所等から加入者に対して積立金額等通知書により通知されます。

ただし、加入申請をした年の積立金残額が20%の収入減少に対応する積立金額を超える場合は、拠出する必要はありません。

なお、補てんが行われなかった場合の積立金残額は、翌年以降の減収に備えた積立てとなります。

**( 質 問 138 )**

農業経営を承継した場合、収入減少影響緩和対策の積立金の取扱いはどうなるのですか。

-----

( 回 答 )

相続、合併、経営移譲等により農業経営の承継が行われた場合、農業経営を引き渡した者の申出により、拠出した積立金はその者に全額返納されます(当初の加入者と承継者との間で承継者の承継する権利関係が明確となっており、当初の加入者が積み立てた積立金をめぐるトラブルが想定されない場合は、承継者名義の積立金とすることも可能です。)

また、農業経営を引き受けた者は、承継したことを確認できる書類及び積立申出書等を提出することで、本対策の加入期限後であっても積立金を拠出し本対策に加入することができます。

具体的には、お近くの農政事務所までお問い合わせください。

**( 質 問 139 )**

収入減少影響緩和対策における農業者の積立金は、誰が管理するのですか。

-----

( 回 答 )

収入減少影響緩和対策における農業者の積立金については、都道府県ごとに国が指定する「積立金管理者」が管理を行うこととされており、具体的には、各都道府県担い手育成総合支援協議会が指定され管理を行っています。

**( 質 問 140 )**

収入減少影響緩和対策と農業災害補償制度との関係はどうなるのですか。

-----

( 回 答 )

自然災害によって収入が減少した場合に両制度の補てんが重複することがないように、両制度の関係を整理しています。具体的には、農業者個々の農業災害補償制度の加入・未加入を問わず、都道府県ごと、対象品目ごとに、その年の単収が標準的な単収に比べ9割の水準を下回った場合に、農業災害補償制度における全相殺方式の最高補償割合による補てんがあったものとみなして、本対策の補てん金から共済金相当額を控除することとしています。

したがって、両制度に加入してはじめて担い手の経営安定が図られるものであることから、農業災害補償制度も積極的に活用することが重要です。

**( 質 問 141 )**

収入減少影響緩和対策について、農業災害補償制度との調整に際して控除することになる共済金相当額は、どのように算出されるのですか。

( 回 答 )

共済金相当額は、個々の農業者に実際に支払われる共済金の額ではなく、都道府県ごとに、対象品目の「(標準的な単収×補償割合(9割)－実単収)×共済金単価」により、都道府県ごと対象品目ごとに算定します。これに当年の生産量に応じて計算する加入者の面積を乗じたものが、加入者ごとの共済金相当額となります。

なお、この場合、それぞれ対象品目の共済金相当額が、他の対象品目の収入減まで相殺することとならないよう、調整を行うこととしています。

**( 質 問 142 )**

収入減少影響緩和対策は、これまでの対策(担い手経営安定対策等)と比べてどのようなメリットがありますか。

( 回 答 )

第1に、対象品目が拡大しています。これまでの対策では、米と大豆について、品目ごとに対策が講じられていましたが、現対策では、経営全体に着目し、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて対策が講じられています。

第2に、生産者の負担が軽減されています。これまでの稲作所得基盤確保対策(稲得)と担い手経営安定対策(担経)の補てんの原資としては、1階部分の稲得は生産者と国が1:1+300円、2階部分の担経は1:3の割合で拠出することとなっており、両方併せた拠出割合は、概ね1:2となっていました。一方、現対策では、生産者と国が1:3の割合で拠出することになりますので、生産者の負担が軽減されています。

第3に、補てんの基準となる過去の平均収入がより安定的なものになっています。これまでの対策では、平均収入を算出する基準年を直近3年としていましたが、現対策では、過去5年間の中庸3ヵ年(5中3)としており、異常年の収入も除かれています。

**( 質 問 143 )**

収入減少影響緩和対策の積立金及び交付金は、税務上、どのような取扱いになるのですか。

(回答)

収入減少影響緩和対策において農業者が拠出する積立金については、農業者が積立金管理者に対して積み立てている「預け金」として取り扱われることから、拠出・支払とも課税関係は生じませ

ん。

一方、国から交付される交付金については、交付金が支払われた年の所得として、総収入金額(雑収入)に計上され、課税関係が生じます。

また、農業者が収入減少影響緩和対策に係る積立金を拠出した場合は、貸借対照表の資産の部に「経営安定積立金」等、当該積立金であることがわかる勘定科目で計上し、積立金管理者の交付等に伴い返納された場合は、貸借対照表の資産の部に「現金」として計上します。

一方、国から交付される交付金を受領した場合は、「雑収入」に計上します。

## ■ その他

### ( 質問 144 )

水田・畑作経営所得安定対策の加入手続はどのようにすればよいのですか。

( 回答 )

本対策に加入しようとする農業者は、対象品目の収穫年の4月1日から6月30日までの間に、地方農政局・地方農政事務所等に加入申請書を提出していただく必要があります。

また、市町村特認の認定を受けようとする農業者は、市町村特認申請書および加入申請書等必要な書類を原則として5月31日までに市町村に提出いただくこととしています。その際市町村は、当該農業者を市町村特認の対象とするに当たって参考となる意見書を添えて、6月30日までに農政事務所に提出していただくこととしています。

### ( 質問 145 )

対象者の要件を満たしているかどうかの判定は、いつの時点で行うのですか。

( 回答 )

対象者の要件の確認については、加入申請(4月1日から6月30日までの間)をした時点において要件を満たしていることを確認することとしています。

### ( 質問 146 )

今後、事務の簡素化はもう行わないのですか。

( 回答 )

19年産の申請手続は、提出書類の大幅な削減、申請書の様式の簡素化等により負担を軽減したところですが、事務の簡素化については、今回の見直しで終わらせることなく、今後も、できる限り現場の声に耳を傾けながら、農業者の利便が図られるようにしていく予定です。

### ( 質問 147 )

交付金の支払時期はいつになりますか。

-----  
( 回 答 )

水田・畑作経営所得安定対策のうち、

- ① 過去の生産実績に基づく支払（固定払）については7月～8月
- ② 毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）の麦分については年内（12月）
- ③ 毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）の麦以外分については年度内（翌年3月）

に支払を行うこととしています。なお、上記の期日までに交付金の支払を受けるためには、交付申請を速やかに行っていただく必要があります。

また、収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の交付金については、対象品目の当年度の収入額の減少を補てんするものであることから、支払は、当年度の収入額が確定した後（翌年度の5月中旬～6月）となります。

いずれにしても、担い手の経営安定に資するよう、できる限り早期に支払うようにしたいと考えています。

**（ 質 問 148 ）**

「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」、「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」、産地確立交付金（旧産地づくり交付金）等を個人ごとに10アール当たりでまとめて通知することはできないのですか。

-----  
( 回 答 )

①固定払では、市町村別に設定される10アール当たりの単価を基に交付額が算定され、成績払では、品質に応じた格差を設定した60kg当たりの単価を基に交付額が算定されるなど、支払方法が異なること、②固定払の支払は7～8月、成績払の支払は生産物の品質が確定した後（麦11～12月、大豆2～3月）となるなど支払時期が異なることから、ある一定時期にまとめて通知することは困難であることを御理解願います。

また、産地確立交付金（旧産地づくり交付金）については、地域ごとに「地域水田農業ビジョン」を地域水田農業推進協議会が策定し、対象作物や単価等の設定が地域で様々であることから、本対策の交付金とあわせて通知することは困難と考えています。

なお、農産物検査が終了した後であれば、固定払や成績払について、地域での平均的な10アール当たり支払額がどの程度になるかお答えできますので、お近くの農政事務所にお尋ねください。

**（ 質 問 149 ）**

初年度に対策に加入しなくても、2年目以降に加入することはできますか。

-----  
( 回 答 )

本対策は、平成19年産から導入しましたが、19年産に加入していなくても、要件を満たせば20年産以降も加入することができます。

**( 質 問 150 )**

加入の受付や交付金の交付等は、どの機関が行うのですか。

( 回 答 )

本対策は、食料の安定供給という国の責務を果たす観点等から、国が中心となっていくことが適当と考えており、基本的に交付金の交付を受けようとする農業者が、国（実際は、担当する農政局・農政事務所等）に交付の申請を行い、国が農業者に対し直接交付金の交付を行うこととしています。

一方、国以外の機関・団体については、

- ① 都道府県は、都道府県内での担い手育成の方針作成
- ② 市町村は、認定農業者、特定農業団体の認定や市町村特認による加入
- ③ 農協は、農業者の過去の生産実績や当年の生産数量に関する情報の提供
- ④ 農業委員会や共済組合は、経営規模要件の確認のための資料の提供

といった面で関わっていただくことにより、本対策の円滑な実施が図られるものと考えています。

なお、農協は、営農指導の一環として、農業者からの委託を受けて交付申請等の手続を代理することができることとしています。

**( 質 問 151 )**

加入申請などの手続を第三者に委託したいのですが、第三者と締結する受委託契約書には、どのようなことを定めればよいのですか。

( 回 答 )

農業者が第三者に水田・畑作経営所得安定対策の手続を委託する場合、本対策の適切な運用を図るため、委託する手続の内容はすべて受委託契約書に定めておく必要がありますが、受委託契約書に記載する主な内容としては、

- ① 農業者が作成した書類（加入申請書や交付申請書等）を第三者がとりまとめ、農業者に代わって地方農政事務所等に提出する場合は、その提出に関する事
- ② 手続に必要な添付書類（農地基本台帳の写し等）を第三者が農業者に代わって取得する場合は、その取得に関する事
- ③ 地方農政事務所等から農業者あてに通知される書類を第三者が農業者に代わって受領する場合は、その受領に関する事
- ④ 収入減少影響緩和対策の積立金を第三者が農業者に代わって納付する場合は、その納付に関する事
- ⑤ 生産条件不利補正交付金、収入減少影響緩和交付金及び積立金返納額を第三者が農業者に代わって受領する場合は、その受領及び受領する口座に関する事

等の事項が考えられます。

なお、行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、行政書士法上禁止されていますので、注意してください。

**( 質問 152 )**

農業経営改善計画の所得目標や集落営農組織の利用集積目標、農業生産法人化計画等を達成できなかった場合には、交付金を返還することになるのですか。

( 回答 )

認定農業者や集落営農組織の各種の目標、計画については、先ず、その達成に向けて、とるべき措置がとられ、努力されることが必要です。

しかし、その努力を怠り、市町村等の指導を受けても改善が見られないときは、認定等が取り消され、支援が受けられなくなる場合もあります。

目標、計画の達成に向けて、とるべき措置がとられ、努力されていれば、たとえ達成できなかったとしても、交付金を返還することにはなりません。

**( 質問 153 )**

経営規模要件の特例・特認によって加入する場合と基本原則で加入する場合とで、支援の内容に差があるのですか。

( 回答 )

支援の内容に差はありません。

**( 質問 154 )**

水田・畑作経営所得安定対策の対策期間は何年間を想定しているのですか。

( 回答 )

本対策は、担い手が安定的に営農にいそしめるよう、関係法令を整備しており、恒久的な対策となっています。

**( 質問 155 )**

受給権者（親）が集落営農組織（任意組織）や農業生産法人に参加すると、農業者年金（経営移譲年金）はどうなるのですか。

( 回答 )

経営移譲年金は、一定の要件に該当する方が後継者等に自分名義の農地等を譲り渡し又は貸し付けて、農業経営から引退した状態が続いている限り、支給されます。

したがって、親が集落営農組織に参加しても、農地等の権利名義を持たないので、経営移譲年金は支給停止になりません。

一方、親が農業生産法人の構成員となり法人の経営に参画する（法人の持分を取得する）場合は、農業経営の再開となり、経営移譲年金は支給停止になりますが、単に雇用者となってオペレーターとして農作業に従事する（法人の持分を有さない）場合には、農業経営を再開したことにならない

ので、経営移譲年金は支給停止になりません。

また、親が地域の重鎮等である場合に、いわゆる「顔役」としての役割を期待されているのであれば、「顧問」、「アドバイザー」といった肩書にすることにより、経営移譲年金は支給停止になりません。

**（質問 156）**

経営移譲を受けている後継者（子）が集落営農組織（任意組織）や農業生産法人に参加すると、受給権者（親）の農業者年金（経営移譲年金）はどうなるのですか。

（回答）

経営移譲年金は、一定の要件に該当する方が後継者等に自分名義の農地等を譲り渡し又は貸し付けて農業経営から引退した状態が続いている限り、支給されます。

したがって、使用収益権の設定により経営移譲を受けている子が集落営農組織に参加しても、農地等の名義が変わらないので、親の経営移譲年金は支給停止になりません。

また、そのような形で経営移譲を受けている子が農業生産法人に参加しても、子から親に返還された農地等についてその農業生産法人に対する利用権の設定をしたり、1年以内に当該農地等を60歳未満の一定の要件に該当する農業者や農業生産法人等に対して処分したときは、親の経営移譲年金は支給停止になりません。

なお、所有権の移転により経営移譲を受けている子が集落営農組織や農業生産法人に参加しても、農地等の権利については既に子へ移動していますので、親の経営移譲年金は支給停止になりません。

**（質問 157）**

対策に加入している集落営農組織が法人化した場合、何か手続きは必要ですか。

（回答）

対策に加入している集落営農組織が法人化した場合、実施要領様式第11号「対策加入者の農業経営の継承等に関する申出書」に当該組織が法人化したことが確認できる書類を添付して提出していただくことになります。

**（質問 158）**

水田・畑作経営所得安定対策の加入者が死亡した場合、対策加入者の相続人が交付金を受け取ることができますか。

（回答）

対策加入者が死亡し、その経営を承継するものがない場合、対策加入者の相続人（相続人が二人以上いる場合は、その協議により対策加入者の一人の相続人）が、交付金の交付申請を行うことができます。

**( 質 問 159 )**

水田・畑作経営所得安定対策に関する相談・照会はどこにすればよいですか。

-----

( 回 答 )

水田・畑作経営所得安定対策に関する相談等については、本省、地方農政局、各都道府県の農政事務所に「水田・畑作経営相談窓口（愛称：農政安心ダイヤル）」を設置していますので、お気軽にご相談ください。（本省：農政安心ダイヤル TEL03-6744-2339）

**■ 担い手に対する税制特例（農業経営基盤強化準備金）**

**( 質 問 160 )**

担い手に対する税制特例（農業経営基盤強化準備金）の内容はどのようなものですか。

-----

( 回 答 )

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）、米政策改革推進対策及び農地・水・環境保全向上対策の実施に伴い担い手が受領する交付金及び補助金は、他の農業収入等と合算し必要経費等を控除した金額が課税対象となることが原則となります。

ただし、これらの交付金等を受領した担い手が、交付金等を有効に活用して規模拡大等に向けた経営発展の取組が行えるよう、税制上の特例措置として、19年度税制改正において「農業経営基盤強化準備金」が創設され、平成19年4月1日から適用されています。

具体的には、

- ① 担い手が交付金等の交付を受けた場合に、農業経営改善計画等の定めるところに従い、農業経営の規模拡大等に要する費用に充てるために「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた金額を、法人は損金に、個人は必要経費に算入（積立後5年を経過したものは、順次、法人は益金に、個人は総収入金額に算入）すること
- ② また、当該準備金を取り崩し、又は交付金等を受領した年（事業年度）に（交付金等を準備金として積み立てずに）そのまま用いて、農業経営改善計画等の定めるところに従い、農用地や農業用機械等の農業用固定資産の取得等をした場合に圧縮記帳することを可能とすることで、担い手の規模拡大や経営の効率化を推進するものです。

**( 質 問 161 )**

農業経営基盤強化準備金の対象となる交付金等とはどのようなものですか。

-----

( 回 答 )

本特例の対象となる交付金等とは、

- ① 生産条件不利補正交付金
- ② 収入減少影響緩和交付金
- ③ 担い手経営革新促進交付金

- ④ 水田農業構造改革補助金(平成20年までに受け取ったもの)
  - ⑤ 水田農業構造改革交付金(産地確立交付金(旧産地づくり交付金)など)
  - ⑥ 耕畜連携水田活用対策事業費補助金のうち取組面積助成事業に係るもの
  - ⑦ 営農活動支援交付金(地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む。)
- となります。

**( 質 問 162 )**

農業経営基盤強化準備金は、どのような農業者が対象となるのですか。

-----

( 回 答 )

本特例の対象となるのは、交付金等の交付対象者であり、かつ、青色申告により確定申告をする

- ① 認定農業者(個人・農業生産法人)
- ② 特定農業法人
- ③ 特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織(法人課税のものに限る。)

となります。

なお、本特例は、これらの担い手が農業経営改善計画等に従い計画的に経営改善を図るための特例ですので、計画的に経営改善を図るために農業用固定資産を取得する計画を有している必要があります。

**( 質 問 163 )**

交付金等を受領する集落営農組織に参加している認定農業者は、農業経営基盤強化準備金を積み立てることができますか。

-----

( 回 答 )

本特例は、水田・畑作経営所得安定対策の交付金等が交付された担い手の経営改善に資するための特例です。したがって、交付金等の交付対象者である担い手組織が自らの経営改善に用いず、構成員に分配する場合、この構成員が受領する金銭は組織内の分配金であり、準備金の対象となる交付金等ではないため、このような分配金を受領する認定農業者にあつては、構成員として受領した金銭に係る分については本特例措置の対象とはなりません。

**( 質 問 164 )**

農業経営基盤強化準備金を積み立てるためには、どのような計画に従えばいいのですか。

-----

( 回 答 )

本特例は、担い手が農業経営改善計画等に従い計画的に経営改善を図るための特例ですので、農業経営改善計画のように、計画的に経営改善を図るために取得を予定している農業用固定資産について記載された計画が必要となります。具体的には、

- ① 認定農業者(個人・農業生産法人)にあつては、農業経営改善計画

- ② 特定農業法人（認定農業者を除く。）にあつては、農業経営改善計画に準じた計画
- ③ 特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織にあつては、農業生産法人化計画が必要となります。したがって、更なる経営改善を図るため、この特例を活用し新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、その内容を記載するために計画を変更することとなります。

また、この計画の変更は、本特例の適用を受けようとするときまでに行う必要があります。具体的には、

- ① 農業経営基盤強化準備金を積み立てるときは、この積み立てをする前までに、
- ② 農業用固定資産を取得するときには、この取得をする前までに、
- 計画の変更を行う必要があります。

なお、特定農業法人（認定農業者を除く。）は、農業経営改善計画に準じた計画を新たに作成し、特定農用地利用規程に添付する必要があります。

#### （ 質 問 165 ）

圧縮記帳とは、どのような制度ですか。

-----

#### （ 回 答 ）

本特例措置により積み立てた準備金を農業用固定資産を取得等するために取り崩した場合は、当該取崩額を法人は益金、個人は総収入金額に算入することになります。

圧縮記帳とは、この場合に取り崩した準備金で取得等した農業用固定資産の帳簿価額を準備金の取崩額の範囲内で一定の額まで圧縮して記帳し、その圧縮相当額を法人は損金、個人は必要経費に算入できるというものです。

これにより、法人の益金、個人の総収入金額に算入した準備金の取崩額と相殺することができ、圧縮記帳実施年（事業年度）においては、実質的に非課税となるものです。

なお、この場合、取得等した農業固定資産の帳簿価額は、圧縮した額となります。

#### （ 質 問 166 ）

農業経営基盤強化準備金で取得することのできる農業用固定資産に制限はあるのですか。

-----

#### （ 回 答 ）

本特例は、担い手が農業経営改善計画等に従い計画的に経営改善を図るための特例ですので、取得することのできる農業用固定資産は、経営改善を図るために取得を予定するものとして農業経営改善計画等に記載されている農用地や農業用機械等に限られます。

#### （ 質 問 167 ）

農業経営基盤強化準備金は、いくらまで積み立てることができますか。

-----

#### （ 回 答 ）

本特例は、

- ① その年（事業年度）に受領した水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）、米政策改革推進対策及び農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）に係る交付金等の額のうち、農業経営改善計画等に記載された農業用固定資産の取得に充てるために積み立てようとする金額
  - ② その年（事業年度）における所得の金額
- のいずれか少ない金額以下の金額を積み立てることができます。

**（質問 168）**

農業経営基盤強化準備金の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

-----

**（回答）**

本特例の適用を受けるためには、青色申告をする必要があります。

青色申告をしようとする場合、

- ① 個人は、青色申告をしようとする年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出し、その年の1月以降の取引について、一定の方法で記帳しておくこと
- ② 法人は、青色申告をしようとする事業年度開始の日の前日までに「青色申告承認申請書」を納税地の税務署に提出し、その事業年度開始の日以降の取引について、一定の方法で記帳しておくこと

が必要です。

20年分の所得について青色申告をしない方も、個人は21年3月16日（月）までに、法人は21事業年度開始の日の前日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出し、一定の方法で記帳することで、21年（事業年度）分の所得から青色申告をすることができます。

なお、一定の方法で記帳とは、貸借対照表と損益計算書を作成することができるような正規の簿記による記帳が原則です。ただし、個人の場合、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでもよいこととなっています。

また、青色申告による確定申告書類には、

- ① 準備金の積立時においては、農業経営改善計画等に記載された農業用固定資産の取得に充てるために積み立てる金額
  - ② 農業用固定資産の取得時においては、受領した交付金等のうち農業用固定資産の取得に充てた金額及び農業経営改善計画等に従って農業用固定資産を取得したこと
- について記載された農林水産大臣の証明書を添付することとなっています。

したがって、特例の適用を受けようとする年（事業年度）終了後確定申告を行う前までに、農林水産大臣の証明書の交付を受ける必要があります。農林水産大臣の証明書は、各地方農政局、農政事務所で交付を受けることができます。詳しくは最寄りの地方農政局、農政事務所などにお問い合わせください。

**（質問 169）**

農業経営基盤強化準備金を積み立てている集落営農組織が法人化した場合、積み立てている準備金はそのまま承継できるのですか。

-----  
( 回 答 )

農業経営基盤強化準備金を積み立てている集落営農組織が法人化した場合は、積み立てている準備金は、法人化前と法人化後では人格が異なることから承継することはできません。したがって、承継できない準備金は取り崩して益金に算入することになります。

なお、このような組織が、法人化前に準備金を取り崩して農業用機械等を取得し、法人へ承継する場合、この農業用機械等は補助事業等により取得したものと同様、準備金などを充てた金額は取得費から差し引かれる一方、譲渡価格は時価で評価されることから、譲渡所得が発生することがあります。

したがって、法人化するに当たっては、税理士等の専門家に十分相談することをお勧めします。

## ■ 「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」関係

( 質 問 170 )

この法律には、どのようなことが規定されていますか。

-----

( 回 答 )

新しい対策として交付される交付金について、平成17年10月の「経営所得安定対策等大綱」で決定されたとおり、

- (1) 対象となる農産物（米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）
  - (2) 対象者（経営規模等の要件を満たす、認定農業者又は特定農業団体その他の一定の要件を満たす農作業受託組織）
  - (3) 交付金の種類として、
    - ① 諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金
    - ② 収入の減少の影響を緩和するための交付金  
(米については、生産条件の格差から生ずる不利が、国境措置により実質的に補正されていることから、上記②の交付金のみの対象)
  - (4) 交付金の交付業務の適正な執行を確保するため、
    - ① 不正受給に対する交付金の返還命令・強制徴収
    - ② 交付金の申請者等に対する報告徴収・立入検査
  - (5) 不正受給、虚偽報告、検査拒否に対する罰則
- を規定しています。

( 質 問 171 )

なぜこのような法律名なのですか。

-----

( 回 答 )

この法律は、すべての農業者を対象とするのではなく「担い手」に施策の対象を絞った上で、そ

の経営安定のために諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金と収入の減少の影響を緩和するための交付金を交付するという、「経営所得安定対策等大綱」の内容を法制化するものであり、この農政の転換の方向性を分かりやすく端的に示すため、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」という名称としています。

なお、この法律の現場への浸透を図る観点から、端的で農家の方々にも分かりやすい略称として、「担い手経営安定法」という名前を使用しています。

#### **( 質 問 172 )**

対象者要件は、法律にはどのように規定されているのですか。

-----

#### **( 回 答 )**

平成17年10月の「経営所得安定対策等大綱」の決定に従い、一定規模以上の水田又は畑作経営を行っている、認定農業者又は特定農業団体その他の一定の要件を満たす農作業受託組織であって、対象農地を農地として利用し、国が定める環境規範を遵守するものを対象者とするよう、規定しています。

この場合、「その他の一定の要件を満たす農作業受託組織」については、大綱に示されており、農用地の利用集積目標、農業生産法人化計画の作成等、特定農業団体と同様の要件を満たすことが必要です。

なお、経営規模要件の具体的数値（4ha、10ha、20ha）は、法律に規定する事項としては技術的であることから、法律に基づき制定される政省令等で定めています。